

# 近畿ブロック発注者協議会(第21回)幹事会

日時：令和 2年 6月

## 議 事 次 第

### I. 情報提供

1. 「発注関係事務の運用に関する指針」(品確法運用指針)の改正
2. 発注関係事務の運用に関する指針(解説資料)の概要
3. 新・全国統一指標
4. 地方公共団体における平準化の状況  
(平準化率・取組状況の「見える化」概要)
5. 新型コロナウイルス感染症対策に向けた直轄工事及び業務の対応

### II. 議 事

1. 近畿ブロック発注者協議会の運営 (照 会)
2. 協議会設置要領・運営規則(改正案) (照 会)
3. 令和元年度近畿ブロック発注協者協議会の取組み (報 告)
4. 基準・要領システム等の標準化・共有化 (報 告)
5. 発注情報一括公表の取組 (報 告)
6. 人口10万人以上自治体の平準化ヒアリング (報 告)
7. 不調・不落工事発生状況について (報 告)

### 【 配 布 資 料 】

- 議事次第
- 資料- 1 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」令和元年度改正 説明資料
- 資料- 2 品確法第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針 改正本文参考資料
- 資料- 3 発注関係事務の運用に関する指針(解説資料) 抜粋版
- 資料- 4 新・全国統一指標について
- 資料- 5 地方公共団体における平準化の状況(平準化率・取組状況の「見える化」概要)
- 資料- 6 新型コロナウイルス感染症対策に向けた直轄工事及び業務の取扱いについて
- 資料- 7 近畿ブロック発注者協議会の運営
- 資料- 8 協議会設置要領・運営規則(改正案)
- 資料- 9 令和2年度近畿ブロック発注者協議会の取組み
- 資料- 10 基準・要領・システム等の標準化・共有化
- 資料- 11 発注情報一括公表の取組
- 資料- 12 人口10万人以上自治体の平準化ヒアリング

令和2年 6月

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」 令和元年度改正 説明資料

令和 2年 6月  
近畿地方整備局

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正について

## 公共工事の品質確保の促進に関する法律における「運用指針」の該当条文

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。



## 運用指針 改正のポイント

- ①全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、**災害時の緊急対応の充実強化**
- ②公共工事の品質確保のため、公共工事に加え、**公共工事に関する測量、調査**（地質調査その他の調査(点検及び診断を含む。))**及び設計**が対象として追加
- ③**働き方改革**、ICTの推進等による**生産性向上の取組**に関連する事項の追加

## 全体の構成

### I. 本指針の位置付け

### II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

- 1 工事
  - 1-1 工事発注準備段階
  - 1-2 工事入札契約段階
  - 1-3 工事施工段階
  - 1-4 工事完成後
  - 1-5 その他
- 2 測量、調査及び設計
  - 2-1 業務発注準備段階
  - 2-2 業務入札契約段階
  - 2-3 業務履行段階
  - 2-4 業務完了後
  - 2-5 その他
- 3 発注体制の強化等
  - 3-1 発注体制の整備等
  - 3-2 発注者間の連携強化

### III. 災害時における対応

- 1 工事
  - 1-1 災害時における入札契約方式の選定
  - 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
- 2 測量、調査及び設計
  - 2-1 災害時における入札契約方式の選定
  - 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置
- 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

### IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

- 1 工事
  - 1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例
- 2 測量、調査及び設計
  - 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点
  - 2-2 業務の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例

### V. その他配慮すべき事項

- 1 受注者等の責務
- 2 その他

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の概要①

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載  
※下線部は改正を行った箇所

## I. 本指針の位置付け

令和元年6月に品確法が改正され、**災害時の緊急対応の充実強化**や**働き方改革への対応**、**情報通信技術(以下「ICT※」という。)の活用等による生産性向上**を図るための規定が盛り込まれたとともに、「**公共工事に関する調査等**」が明確に定義され、法律に広く位置付けられたことから、本指針を見直した。

## II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項

### 1 工事

#### 1-1 工事発注準備段階

##### (適正な工期設定) 【取組強化】

工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、工事に従事する者の休日、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により**工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮する**。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。さらに、労働力や資材・機材等の確保のため、**実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

##### (計画的な発注や施工時期の平準化) 【新規・取組強化】

工事の施工時期の平準化は、繁忙期と閑散期の工事量の差を少なくし、年間を通して工事量を安定させ、労働者の処遇改善や資材・機材等の効率的な活用促進に寄与するものであるため、発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施する。

(具体的には、) **中長期的な工事の発注見通しについて(略)、地域ブロック単位等で統合して公表する**。また、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

#### 1-2 工事入札契約段階

##### (競争参加者の施工能力の適切な評価項目の設定等) 【取組強化】

必要に応じて豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、**民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用**も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、主任技術者又は監理技術者以外の技術者の一定期間の配置や企業によるバックアップ体制、**災害時の活動実績を評価**するなど、適切な評価項目の設定に努める。



# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の概要②

## 1-3 工事施工段階

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載  
※下線部は改正を行った箇所

### (施工条件の変化等に応じた適切な設計変更)【取組強化】

施工条件を適切に設計図書に明示し、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる請負代金の額や工期の変更を適切に行う。

その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

### (工事中の施工状況の確認等)【取組強化】

建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

### (受注者との情報共有や協議の迅速化等)【取組強化】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIMや3次元データを積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、情報共有システム等の活用の推進に努める。また、材料検査や出来形確認などの現場臨場を要する検査については、ウェアラブルカメラ等を活用し、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

## 1-4 工事完成後

### (工事の目的物の適切な維持管理)【新規】

工事の目的物(橋梁、トンネル、河川堤防、公共建築物、港湾施設等(既に完成しているものを含む。))をいう。以下同じ。)を管理する者は、その品質が将来にわたり確保されるよう、適切に点検、診断、維持、修繕等を実施し、その際3次元データ等、ICTの活用にも努めるとともに、工事の目的物の維持管理に係る計画策定、業務・工事発注準備等の各段階において、発注関係事務を適切に実施するよう努める。また、権限代行による事業の整備など、工事の発注者と工事の目的物を管理する者が異なる場合においても同様に、工事の目的物を管理する者は発注関係事務を適切に実施するよう努める。

## 1-5 その他【取組強化】

発注者及び競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約に関するICTの活用の推進、書類・図面等の簡素化及び統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの手続の統一化に努める。

## 2 測量、調査及び設計

### 2-1 業務発注準備段階

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載  
※下線部は改正を行った箇所

#### (適正な履行期間の設定)【新規】

履行期間の設定に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、照査期間や週休2日を前提とした業務に従事する者の休日、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

#### (計画的な発注や履行期間の平準化)【新規】

業務の履行期間の平準化は、繁忙期と閑散期の業務量の差を少なくし、年度末の業務の集中を回避させることに寄与するものであるため、発注者は積極的に計画的な発注や履行期間の平準化に取り組む。

(具体的には、)工事に係る業務の中長期的な発注見通しについて(略)、地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。また、繰越明許費・債務負担行為の活用や入札公告の前倒しなどの取組により履行期間の平準化に取り組む。

### 2-2 業務入札契約段階

#### (業務の内容に応じた技術提案の評価内容の設定)【新規】

発注者は、一定の資格、実績、成績等を競争参加資格条件とすることにより品質を確保できる業務などを除き、技術提案を求めるよう努める。特に、技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。

### 2-3 業務履行段階

#### (設計条件の変化等に応じた適切な設計変更)【新規】

設計条件を適切に設計図書に明示し、関連業務の進捗状況等、業務に係る様々な要因を適宜確認し、設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合、設計図書に明示されていない設計条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合、その他受注者の責によらない事由が生じた場合において、必要と認められるときは、設計図書の変更及びこれに伴って必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う。

その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費を活用する。

#### (履行状況の確認等)【新規】

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等のウィークリースタンスの適用や条件明示チェックシートの活用、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の概要④

## 2-3 業務履行段階

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載  
※下線部は改正を行った箇所

### (受注者との情報共有や協議の迅速化等) 【新規】

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIMや3次元データを積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、情報共有システム等の活用の推進に努める。また、テレビ会議や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め、情報共有が可能となる環境整備を行う。

## 2-4 業務完了後

### (適切な検査・業務成績評定等) 【新規】

受注者から業務完了の通知があった場合には、契約書等に定めるところにより、定められた期限内に業務の完了を確認するための検査を行い、その結果を業務成績評定に反映させ、受注者へ速やかに通知する。

地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査(ボーリング等)を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認すると共に、情報を関係者間で共有できるよう努める。

## 2-5 その他 【新規】

発注者と競争参加者双方の負担を軽減し、競争性を高める観点から、入札及び契約に関するICT活用の推進、書類・図面等の簡素化及び統一化を図るとともに、競争参加者の資格審査などの手続の統一化に努める。

## 3 発注体制の強化等

### 3-1 発注体制の整備等

#### (発注者自らの体制の整備)

各発注者において、自らの発注体制を把握し、体制が十分でない認められる場合には発注関係事務を適切に実施することができる体制を整備するとともに、国及び都道府県等が実施する講習会や研修を職員に受講させるなど国及び都道府県等の協力・支援も得ながら、発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成に積極的に取り組むよう努める。国及び都道府県は、発注体制の整備が困難な発注者に対する必要な支援に努める。

### 3-2 発注者間の連携強化

#### (発注者間の連携体制の構築)

各発注者は、本指針を踏まえて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等に協力し、発注者間の情報交換や連絡・調整を行うとともに、発注者共通の課題への対応や各種施策の推進を図る。



# 「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」改正の概要⑤

## Ⅲ. 災害時における対応

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載  
※下線部は改正を行った箇所

### 1 工事

#### 1-1 災害時における入札契約方式の選定【新規】

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。  
災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。  
災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

#### 1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置【新規】

災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

### 2 測量、調査及び設計

#### 2-1 災害時における入札契約方式の選定【新規】

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、業務の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。  
災害協定の締結状況や履行体制、地理的状況、履行実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。  
災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な履行が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、業務の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

#### 2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置【新規】

災害応急対策や災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

### 3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携【新規】

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。復旧の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、必要に応じて地域全体として取り組む。

地域の状況を踏まえ、必要に応じて、発注機関や各種団体が円滑な施工確保のための情報共有や対応策の検討等を行う場を設置する。

## IV. 多様な入札契約方式の選択・活用

※改正法の4本柱に対応して色分けして記載  
※下線部は改正を行った箇所

### 1 工事

#### 1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例【取組強化】

ワーク・ライフ・バランス等推進企業を必要に応じて評価項目に設定。

### 2 測量、調査及び設計

#### 2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点

##### (特定者又は落札者の選定方法の概要)【新規】

##### ・プロポーザル方式

内容が技術的に高度な業務や専門的な技術が要求される業務、特に地域特性を踏まえた検討が必要となる業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる業務

##### ・総合評価落札方式

事前に仕様を確定することが可能であるが、競争参加者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務

##### ・価格競争方式

発注者が示す仕様に対し、価格提案のみを求め、落札者を決定する方式

##### ・コンペ方式

対象とする施設や空間に求める機能や条件を発注者側から示し、その機能や条件に合致した設計案を募り、最も優秀とみなされた設計案を選ぶ方式

## V. その他配慮すべき事項

### 1 受注者等の責務【新規】

各発注者は、発注関係事務の実施に当たり、品確法第8条に「受注者等の責務」が規定されていることを踏まえ、以下に示す内容等については特に留意する。(略)

### 2 その他

本指針の記載内容について、各発注者の理解、活用の参考とするため、具体的な取組事例や既存の要領、ガイドライン等を盛り込んだ解説資料を作成することとしており、適宜参照の上、発注関係事務の適切な実施に努める。

令和2年 6月

# 品確法第22条に基づく発注関係事務の 運用に関する指針 改正本文 参考資料

---

令和 2年 6月  
近畿地方整備局

改正運用指針における記載順に以下の関連資料を掲載しています。

- ・インフラデータプラットフォームのイメージ
- ・オンライン電子納品の取り組み状況
- ・BIM/CIMを活用した品質確保について
- ・余裕期間制度
- ・地方公共団体における平準化の取組の更なる推進
- ・中長期的な発注見通し公表について（案）
- ・海外技術者評価制度（仮称）の創設
- ・技術者ネットワークの構築
- ・直轄工事における「登録基幹技能者」を活用する工事（試行）
- ・国土交通省登録資格の活用
- ・一括審査方式の活用
- ・国交省発注工事における労働賃金改善への取り組みの促進
- ・第三者による品質証明、ISO9001認証の活用について
- ・労働環境改善（熱中症対策、快適トイレ）
- ・情報共有システム、情報通信機器を活用した効率化・省力化について
- ・コリンズ・テクリスについて
- ・プロポーザル方式
- ・ウィークリースタンスについて
- ・条件明示チェックシートについて
- ・スケジュール管理表について
- ・地盤状況に関する情報の確認及び共有について
- ・災害復旧における入札契約方式の選定について
- ・適切な設計変更（遠隔地からの労働者確保）
- ・大規模災害における復興係数・復興歩掛
- ・事業促進PPPについて
- ・チャンス拡大方式
- ・若手や女性などの技術者の登用を促す方式
- ・コンペについて
- ・建設キャリアアップシステムの構築

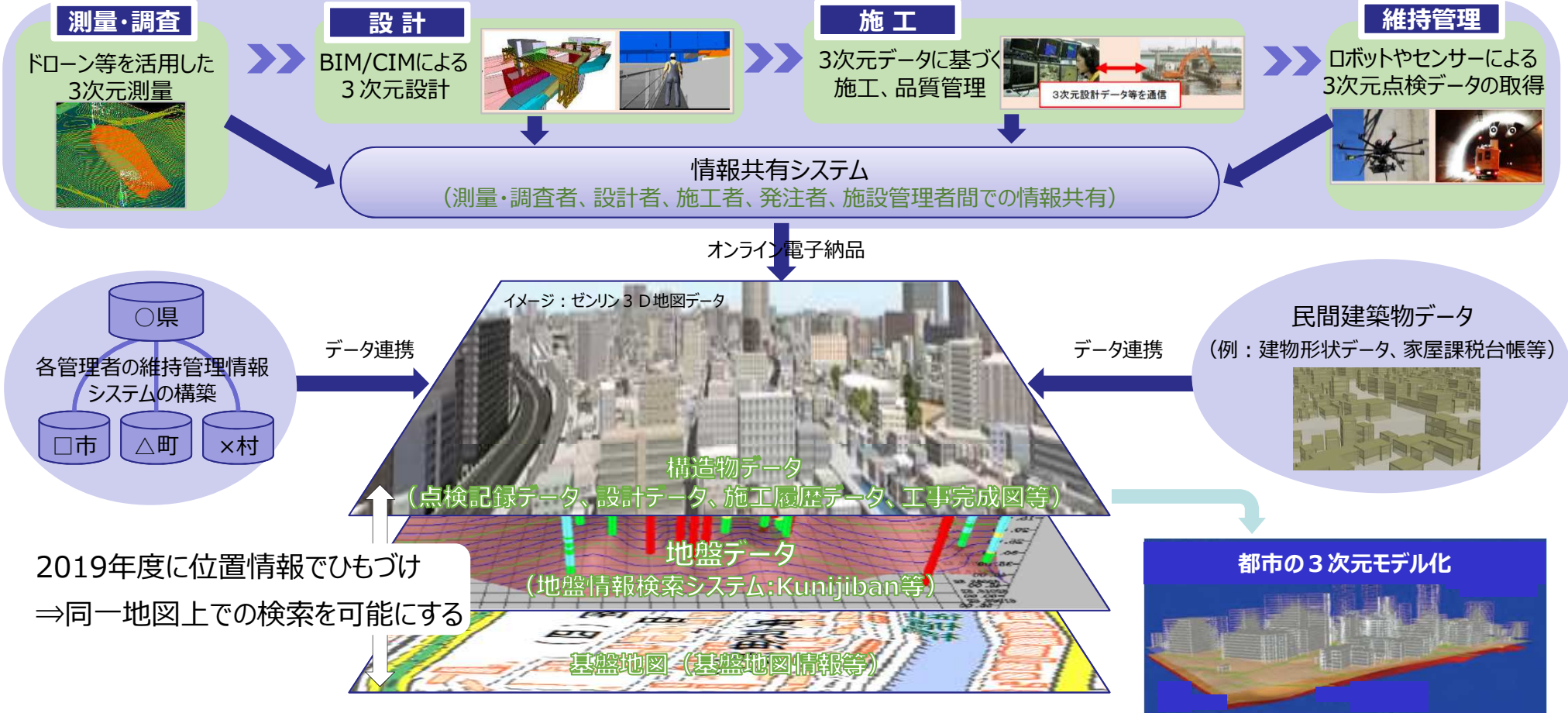


# インフラデータプラットフォームのイメージ

## 発注関係事務の運用に関する指針

各段階においてICTを積極的に活用し、地下埋設物データ等の官民が保有するデータの連携や(中略)積極的に活用するよう努める。

- 国土に関する情報をサイバー空間上に再現するインフラデータプラットフォームを構築
- 2019年度に基盤地図上に地盤データと構造物データを位置情報でひもづけ、同一地図上に表示
- また、2019年度に一部の地域において都市の3次元モデル化を試作
- 都市の3次元モデル化にあたっては、自治体構造物データ及び民間建築物データとも連携

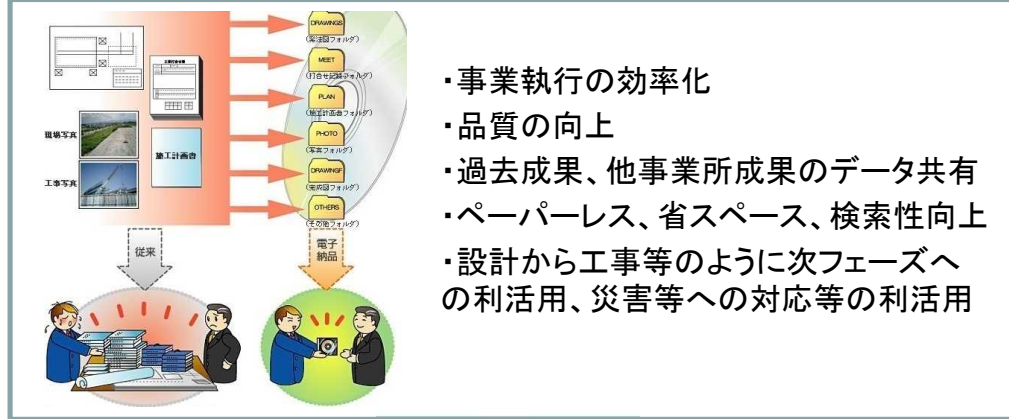


## 発注関係事務の運用に関する指針

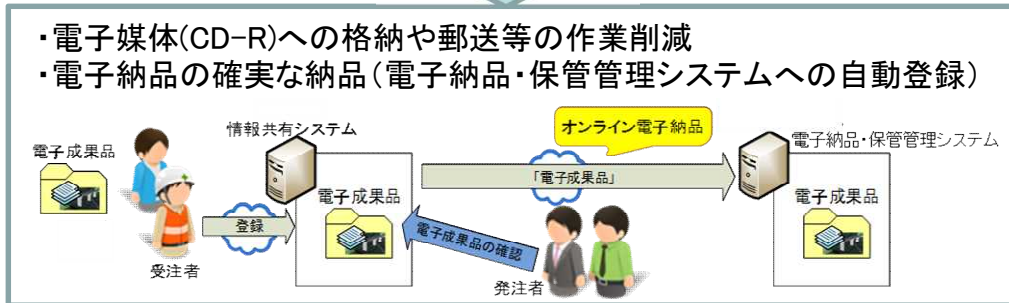
各段階においてICTを積極的に活用し、(略)電子納品(業務や工事の各段階の成果を電子成果品として納品すること)のオンライン化等の推進に努める。

- 電子納品とは、建設生産システムにおける調査・設計・工事等の各段階の成果の一部を電子成果品として電子的に納品すること。(平成16年より本格運用中)
- 各事業プロセスや関係者間をまたぐ情報の共有・有効活用を図ることで、公共事業の生産性向上等に寄与。
- オンライン化(情報共有システム上の電子成果品を、インターネットを介して納品)により電子納品の更なる省力化、効率化を図る。

### <電子納品のメリット>



### オンライン化



### <これまでの実施内容と今後の予定>

**平成30年度**  
手法及びシステム仕様の検討  
現場試行26件(内訳:工事24件、業務2件)



**令和元年度**  
システム開発



**令和2年度(目標)**  
運用開始

※自治体での電子納品のオンライン化に対しても支援を実施

発注関係事務の運用に関する指針

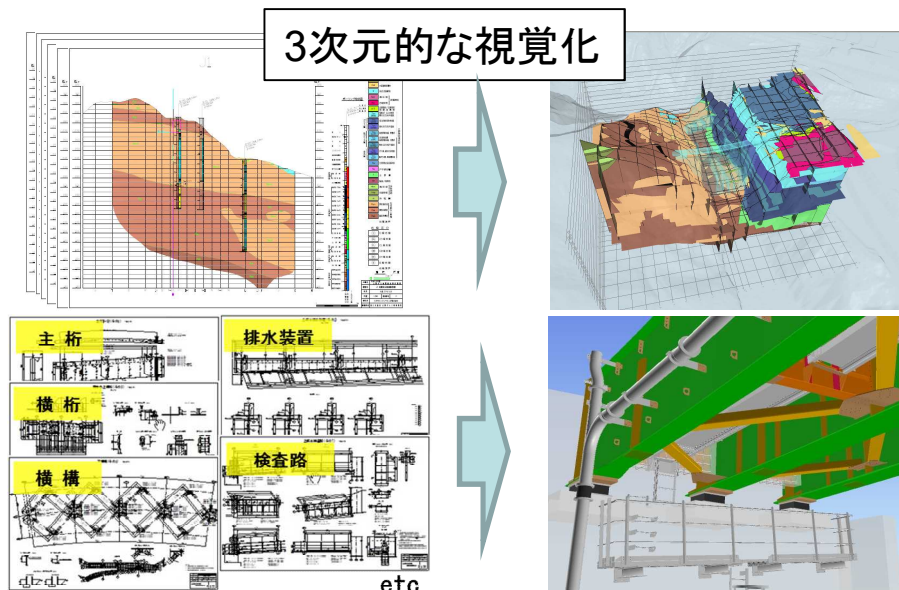
業務から工事までの一連の情報の集約化・可視化を図るため、BIM/CIMや3次元データ等の積極的な活用に努める。

○BIM/CIM※とは、計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、後工程においても情報を充実させながらこれを活用するとともに関係者間で情報共有を図ることで、建設生産・管理システムにおける品質確保と共に受発注者双方の業務効率化・高度化を図るもの。

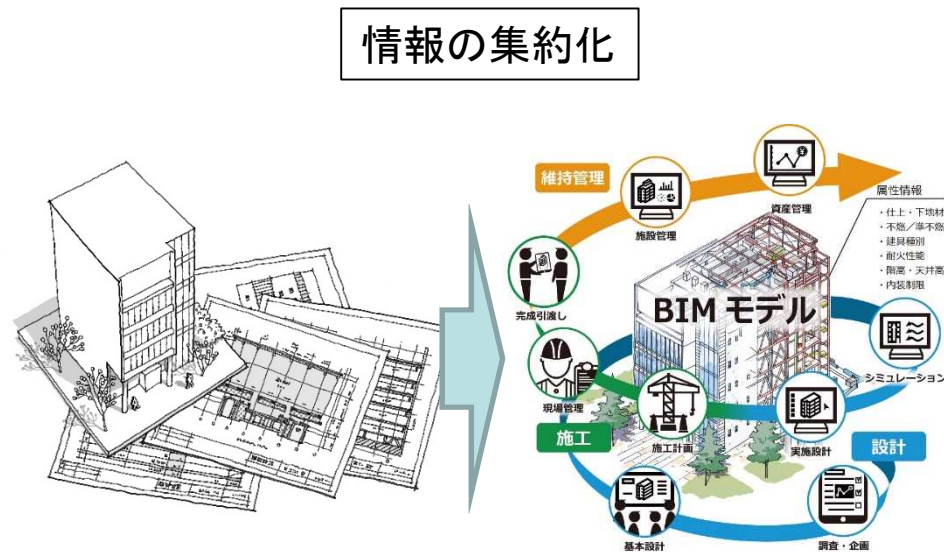
○BIM/CIMを活用することで、3次元的な視覚化が可能となり、図面の照査や主構造物と付属物の干渉チェックのレベル向上などが図れるとともに、情報の集約化が可能となり、事業を通じた継続的な3次元データの利活用が図れる。

○ひいては、建設生産・管理システム全体における、事業の生産性向上や品質の確保を図ることが可能。

※ Building/ Construction Information Modeling, Management



➤ 3次元的な視覚化を図ることで、各断面のズレが無いかなどを3次元的にチェックが可能となる。



➤ CIMモデルに属性情報を付与し、情報の集約化を図ることで、前段階の情報を利活用することが可能となる。



# 余裕期間制度

## 発注関係事務の運用に関する指針

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用といった契約上の工夫を行うよう努める。

なお、余裕期間制度には、①発注者が工事の始期を指定する方式(発注者指定方式)、②発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式(任意着手方式)、③発注者が予め設定した全体工期の中で受注者が工事の始期と終期を決定する方式(フレックス方式)があり、これらの活用には、地域の実情や他の工事の進捗状況等を踏まえて、適切な方式を選択する。

## ■ 余裕期間制度

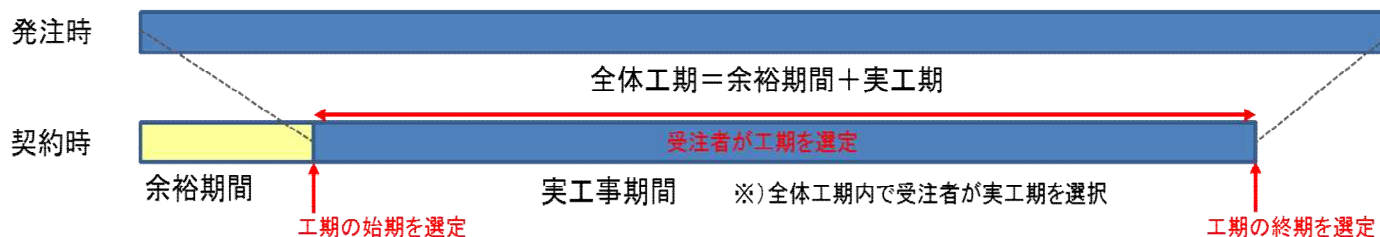
### ①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



### ②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



### ③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ：  
6ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置：
  - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
  - (2) 実工期・実工事期間：  
技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

発注関係事務の運用に関する指針

地域発注者協議会等において、地域の実情を踏まえ、施工時期の平準化の取組状況等について、先進事例を共有するとともに、他の発注者の状況も把握できるように公表に努める。

- ・品確法において、公共工事の施工時期の平準化が「**発注者の責務**」として明確に規定
- ・入契法において、公共工事の発注者に施工時期の平準化のための方策を講ずることを「**努力義務化**」

施工時期の平準化の取組が浸透しつつあるが、実施体制やノウハウ不足等を理由に、特に市町村ではいまだに低い水準更なる平準化の推進が必要

[※平準化率は、国:0.85、都道府県:0.75、市町村:0.55(H30年度)]

まずは一定規模の工事契約件数のある都道府県、人口10万人以上の市に対し、重点的に平準化の取組の実施を働きかけるとともに、全ての地方公共団体に対し発注者の責務として平準化の取組を進めるよう支援

取組事例等の周知徹底

- 施工時期の平準化の意義について、地方公共団体に対し様々な機会を捉え周知徹底  
(中小企業者調達推進協議会(7/19)、改正法説明会(14カ所)、地域発注者協議会(10ブロック)、監理課長等会議(8ブロック)等)
- 地方公共団体による優良事例を周知し、先進的な取組を水平展開(「さしすせそ事例集」の更なる充実・普及)

平準化の進捗・取組状況の見える化

- 地方公共団体における平準化の進捗・取組状況を見える化して継続的にフォローアップ
  - ・地域発注者協議会等で、平準化率を活用して各地方公共団体の進捗状況を見える化し、他の団体と比較できるよう公表
  - ・入契法に基づく入契調査で、各地方公共団体における取組状況をきめ細かく把握し、結果を公表
  - ・平準化の取組が進んでいない都道府県、人口10万人以上の市に対し、さらに詳細な調査、ヒアリングの実施

## 発注関係事務の運用に関する指針

中長期的な工事の発注見通しについて、発注者の取組や地域の実情等を踏まえて各発注者と連携して作成し、地域ブロック毎に組織される地域発注者協議会等を通じて、地域ブロック単位等で統合して公表するよう努める。

## 背景

令和元年6月に改正された、「公共工事の品質確保の促進に関する法律(以下、「品確法」。)において、発注者の責務として、公共工事の実施の時期の平準化を図るため、中長期的な公共工事等の発注見通しの作成及び公表を講ずることが明記された。

## &lt;根拠条文&gt;

品確法第七条第一項(抄)

五 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、計画的に発注を行うとともに、工期等が一年に満たない公共工事等についての繰越明許費又は財政法第十五条に規定する国庫債務負担行為若しくは地方自治法第二百十四条に規定にする債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表その他の必要な措置を講ずること。

## 対応の基本方針

- 入札情報サービスに、「中長期的な発注の見通し」に関するページを新設  
(現在は、各年度毎の個別の工事・業務の発注の見通しを公表)
- 掲載をする情報は事業(プロジェクト単位)を基本とし、事業計画通知や各種計画等で既に公表している情報を用いて対応

## スケジュール

- 令和2年度から直轄の取組を公表予定
- その後、地域発注者協議会を通じて、取組を順次拡大予定

# 【参考イメージ】事業(プロジェクト) 一覧表(案)

入札情報サービス 発注の見通し(工事)検索結果 - Internet Explorer

http://www.i-ppi.jp/IPPI/SearchServices/Web/Koji/Mitoshi/Search.aspx

発注の見通し | 入札公告等 | 入札の経過 | 発注の見通し | 入札公告等 | 入札の経過 | 発注機関情報

### 発注の見通し(工事)検索結果

該当する案件が **55** 件あります。1~20 件表示しています

CSV出力

前ページ | 次ページ

No	発注機関/担当部・事務所 △▽	工事名	入札契約方式 △▽	工事区分 △▽	入札予定時期 △▽	更新日 △▽
1	国土交通省関東地方整備局 / 横浜国道事務所	R1国道357号東京湾岸道路改良工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第2四半期	2019/07/01
2	国土交通省関東地方整備局 / 横浜国道事務所	R1国道1号・246号環境対策工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第2四半期	2019/07/01
3	国土交通省関東地方整備局 / 横浜国道事務所	R1国道16号保土ヶ谷出張所管内環境対策工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第2四半期	2019/07/01

現在、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載



事業計画通知や各種計画に記載している事業(プロジェクト)の中長期的な見通しとして追加

No	発注機関/担当部・事務所 △▽	事業名	更新日 △▽
1	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道(〇〇~〇〇)(〇〇環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省〇〇地方整備局/〇〇国道事務所	国道〇〇号〇〇道路	2020/04/01

対象事業

改修・改築系 : 事業計画通知で公表している事業(プロジェクト)

補修・修繕系 : 点検結果等で補修・修繕予定を公表している事業(プロジェクト・構造物等)



発注機関	国土交通省〇〇地方整備局
担当部・事務所	〇〇国道事務所
事業名称	国道〇〇号 〇〇道路
事業区間	〇〇県〇〇市〇〇～〇〇
全体事業費	〇〇〇億円
当年度の事業費	〇〇億円
事業進捗／完成予定時期	事業進捗率:〇〇% 用地進捗率:〇〇%
概要	道路改良工 〇km 橋梁上下部工 〇橋 トンネル工 〇箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む
留意事項	

発注関係事務の運用に関する指針

豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、民間発注工事や海外での施工経験を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、(略)、適切な評価項目の設定に努める。

背景

「今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ」において、海外展開を促進する仕組みの構築の必要性が明記

今後の発注者のあり方に関する中間とりまとめ

(平成30年4月 発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会)

5-4. 海外展開を促進する仕組みの構築

・JICA等の国際協力機関と連携して、海外における技術者の実績・成績等を国内工事・業務でも活用できるような制度構築の検討を行うべき。そのためにジ・エンジニアや海外実績の評価導入、海外実績、成績等の国内工事・業務への活用を検討すべき。

対応の基本方針

- 海外の工事・業務については発注主体が多様であることから、通常の国内の直轄工事・業務のように一元的な評価方法を実施することは不可能
- 海外の工事・業務で実績のある技術者を表彰する制度を構築し、その表彰の有無を総合評価落札方式にて加点項目とする案を検討

表彰制度(案)

1. 対象: 海外の工事・業務で実績を有する日本の技術者
2. 審査方法: 審査委員会を設置
3. 褒賞: 大臣表彰

総合評価で評価方法

- 【工事】 WTO案件の工事において、段階選抜の一次選抜で、海外実績を有するものを優先的に選定。
  - 【業務】 総合評価、プロポーザル方式の評価項目として設定
- ※工事・業務ともに、評価の対象となる期間は受賞から10年程度を想定

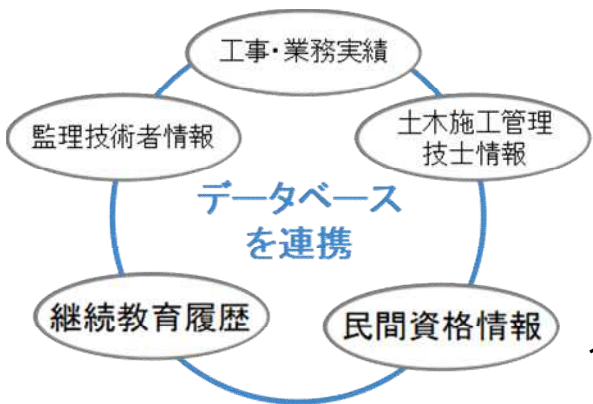
発注関係事務の運用に関する指針

技術者の情報を一元的に把握できる取組(技術者情報ネットワーク)の活用を図る等、発注者と競争参加者の負担軽減等に努める。

- 効率的な情報活用により、企業が入札契約手続きや工事現場で必要となる提出書類を省力化
- ICT技術の利活用により、若手技術者活用工事の更なる実施等に寄与

<技術者情報ネットワークの連携イメージ>

技術者の情報にIDを付与し、工事実績や資格等のデータベースを連携させ情報を利活用



<入札契約手続きや工事実施時の提出書類の削減イメージ>



(例) 技術者情報に関連する書類は技術者の氏名と連携ID番号及び同種類別の工事名のみ記載

データベースを活用し  
提出書類を削減

これまで競争参加資格確認資料※2を提出(技術者関連資料:約20枚)

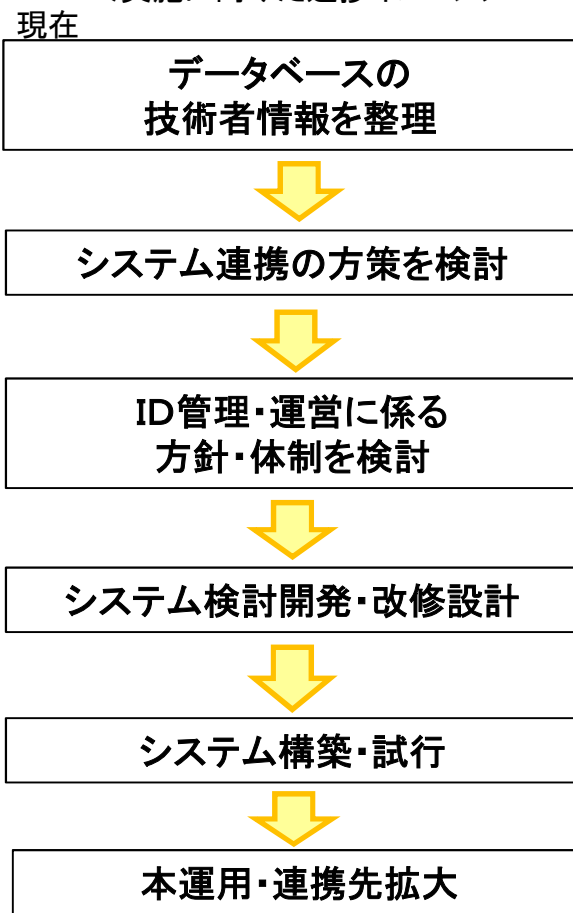
<工事従事期間の登録の簡素化>  
(平成30年度試行)

- ・現場従事記録は、次の現場でも活用
- ・DBへの若手技術者の工事実績登録が促進
- ・若手技術者活用工事等の更なる実施に寄与

作業時間、作業内容、緯度経度等が入力され、現場技術者の現場従事を記録

日時(降期)	区分	作業内容	認証区分	緯度	経度
2019/02/05 20:14	退場			35.355927	139.484639
2019/02/05 12:19	入場	施工管理	顔認証	35.355927	139.484639
2019/02/05 11:57	退場			35.355926	139.484639
2019/02/05 11:43	入場	打合せ	顔認証	35.355926	139.484639
2019/02/05 11:42	退場			35.355927	139.484639
2019/02/05 07:57	入場	施工管理	顔認証	35.355927	139.484639

<実施に向けた進捗イメージ>



※1:現状は企業のみ入力(技術者からの登録方法も検討)  
 ※2:配置予定の主任(監理)技術者の資格・工事経験技術者の資格資料(一級土木施工管理技士・監理技術者資格者証等)

発注関係事務の運用に関する指針

総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、～(中略)～必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度や技能労働者の技能(登録基幹技能者等の資格の保有など)等を評価項目に設定する。

取組概要

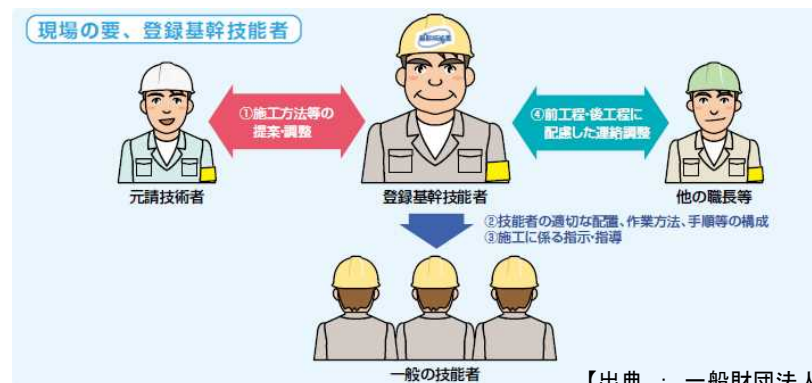
- 熟達した作業能力と豊富な知識を有するとともに施工管理等のマネジメントができる優れた技術者である「登録基幹技能者」を活用する工事
- 設計図書(特記仕様書)に「登録基幹技能者の活用」を明記
- 登録基幹技能者を活用することにより、段階確認時における臨場に代えて、動画等のIT活用も可能とし、受発注者双方の事務負担の軽減を図るとともに、円滑な工程管理を目指す。(事後報告も可)

令和元年度の実施方針

- 関東地域において、登録基幹技能者が比較的多い「鉄筋」の活用で試行
- 「鉄筋」の登録基幹技能者が多い都県で数件試行(埼玉、千葉、東京、神奈川)
- 工事内容に、鉄筋工を含む「一般土木(B、Cランク)」で試行

＜ 参考 : 登録基幹技能者の役割 ＞

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整





発注関係事務の運用に関する指針

必要に応じて、豊富な実績を有していない若手技術者や、女性技術者などの登用、海外での業務経験を有する技術者の活用等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

国土交通省登録資格とは

- 民間団体等が運営する一定水準の技術力等を有する資格(ここでは民間資格という)について、国や地方公共団体の発注業務で活用できるよう、国土交通省が「国土交通省登録資格」として登録する制度。  
(根拠法:公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号、令和元年6月14日改正施行)第24条)  
⇒平成30年度までに延べ288資格が登録【維持管理分野(点検・診断等業務)209資格、計画・調査・設計分野79資格】
- 国や地方公共団体発注の「計画・調査・設計業務」、「維持管理業務」において、担当技術者、管理技術者、照査技術者に民間資格の保有者を配置するなどにより、業務の品質を確保。

【点検・診断等(維持管理)業務の登録資格の分野】 知識・技術を求める者:  管理技術者  担当技術者  管理技術者と担当技術者の両者

部門	道路										河川		砂防		海岸		下水道		港湾		空港		都市公園		土木機械設備		
	施設分野等	橋梁(鋼橋)	橋梁(コンクリート橋)	トンネル	道路土工構築物	カルト(橋脚)	フェレット等	舗装	小規模構築物	堤防・河堤	砂防設備	地すべり防止工	急傾斜地崩壊防止施設	海岸堤防等	下水連管線設備	港湾施設	空港施設	公園施設	土木機械設備								
点検	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
診断	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
設計(維持管理)																				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
計画(維持管理)																				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

【計画・調査・設計業務の登録資格の分野】 知識・技術を求める者:  管理技術者  管理技術者と照査技術者両者(両者に同様の知識・技術を求める)

部門	専門分野															横断分野										
	河川・ダム	砂防	対策	地すべり	急傾斜地崩壊等対策	海岸	港湾	空港	道路	橋梁	トンネル	下水道	堤防	都市公園等	建設機械	設備	土木機械	通信	建設電気	建設電気	建設電気	建設電気	建設電気	建設電気	建設電気	
計画	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
調査	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
設計	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※潜水作業に伴う調査の場合のみ、担当技術者にも知識・技術を求める

○配置予定技術者の参加要件(例)

- 1 予定管理技術者  
予定管理技術者については、下記に示す条件を満たす者であること。
  - 1) 下記のいずれかの資格を有する者
    - ① 技術士  
博士(※研究業務等高度な技術検討や学術的知見を要する業務に適用)
    - ② 国土交通省登録技術者資格
    - ③ 上記以外のもの(国土交通省登録技術者資格を除いて、発注者が指定するもの)

○総合評価落札方式における国土交通省登録資格の評価(例)

【管理技術者の評価例】

① 国家資格・技術士	3点
② 国土交通省登録資格	2点
③ 上記以外の民間資格	1点

【担当技術者の評価例】

① 国家資格・技術士	2点
② 国土交通省登録資格	
③ 上記以外の民間資格	1点

発注関係事務の運用に関する指針

工事の目的や内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとする一括審査方式や、(略)を活用することなどにより、発注者と競争参加者双方の負担軽減に努める。

<手続の流れ>

複数工事をまとめて1つの公告を行う

工事①、工事②、工事③を1つにまとめて公告

参加希望者は希望する工事に対し申請書を提出する。技術資料はいずれか1つの工事に対してのみ提出すればよい。  
ただし1つの公告に対し、配置予定技術者は1名のみとする。

申請

A者 ①希望 ②希望 ③希望	B者 ①希望 ②希望 ③希望	C者 ①希望 ②希望 ③なし	D者 ①希望 ②希望 ③希望	...
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-----

技術資料の審査・希望工事のみ札入れ

あらかじめ入札説明書に示した順番に開札をおこない、工事ごとに最も評価点の高い者が落札。  
落札者は配置予定技術者の専任が必要なため、今回公告の他工事は無効となる。

工事①	A者 10.0 →2位	B者13.3 →落札	C者 7.5 →4位	D者 8.0 →3位	...
▽					
工事②	A者 25.0 →落札	B者 無効	C者 10.0 →3位	D者 20.0 →2位	...
▽					
工事③	A者 無効	B者 無効	C者 希望なし	D者 20.0 →落札	...

## 発注関係事務の運用に関する指針

建設業法において、元請負人は下請代金のうち労務費相当については現金で支払うよう適切に配慮することが規定されたことや、品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、発注者は、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める。

- 国土交通省発注工事において、日建連「労務費見積り尊重宣言」\*を踏まえ、元請企業の労務賃金改善に関する取り組みを促進するために、総合評価方式においてインセンティブを付与（技術評価における加点）するモデル工事（「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事（仮称））を試行する。

### 1. 対象工事

\*: (一社)日本建設業協会 H30.9.18発表

- 当面、一般土木(WTO対象工事で段階的選抜方式)にて試行

### 2. 総合評価方式における技術評価内容

- 入札契約手続きの審査基準日\*までに、参加する企業(個社)において「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表するとともに、下請企業への見積り依頼に際して労務賃金を内訳明示する旨を記した誓約書(又は見積書様式、その他労務賃金を内訳明示することがわかる資料)を提出する
- 上記両方の条件を満たした場合1.0点加点する(自由設定項目)  
※「競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限」の日

### 3. 工事成績評定

- 工事完成検査/成績評定時において、元請企業と下請企業間の見積書を確認し、労務賃金が内訳明示されていない場合には、工事成績評価において減点する
- 見積書の確認は抜き取りで行うこととし、確認範囲は当面、以下の場合とする  
 <見積書を確認する範囲>
  - ・一次下請（施工体制台帳に記載された業者）との契約のうち、下請金額3,500万円以上の契約（警備業者との契約も対象に含む）
- また、見積書に加えて注文書において、労務賃金が内訳明示されている場合には、加点する

### 4. スケジュール

- 令和元年下半期(10月)から試行



発注関係事務の運用に関する指針

ICTを積極的に活用し、検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施するとともに、必要に応じて発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度やISO9001認証の活用に努める。

- 第三者による品質証明制度の制度化を検討するため、施工者と契約した第三者による品質証明の試行を実施。
- ISO9001 認証の活用を検討するため、ISO9001活用モデル工事の試行を実施。

施工者と契約した第三者による品質証明の試行

【概要】  
受発注者以外の、一定の技術力を有する**第三者**による品質証明により、受注者の品質管理をサポートし、品質を確保する

【目的と効果】

- ・品質の確保
- ・施工の効率化とキャッシュフローの改善
- ・監督、検査業務の効率化

ISO9001活用モデル工事の試行

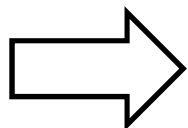
【概要】  
ISO9001認証取得した一定の技術力を有する**受注者自らが品質管理を実施する。**

【目的と効果】  
ISO9001活用工事は**監督業務の一部を受注者の検査記録の確認に置き換える**ことで品質確保と事業実施の効率化を図るもの。

第三者品質証明とISO9001活用モデル工事のイメージ

(通常の監督)

確認頻度	19/20	【受注者】 臨場確認	【発注者】 書面確認
	1/20		臨場確認



(第三者品質証明)

確認頻度	19/20	【受注者】 臨場確認	【発注者】 確認・記録
	1/20		

or

(受注者(ISO9001))

確認頻度	19/20	【受注者】 確認・記録	ISO9001 に基づく 品質マ ネジメン トを活用
	1/20		

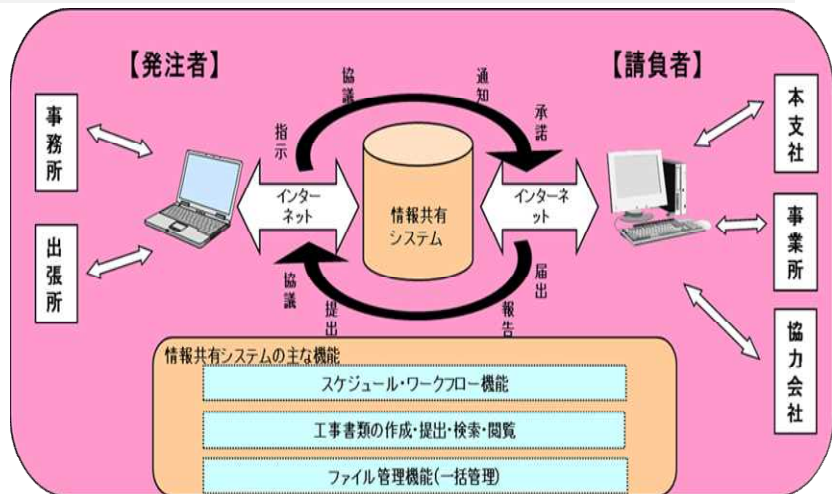
### 発注関係事務の運用に関する指針

ICTを積極的に活用し、検査書類等の簡素化や作業の効率化を実施するとともに、必要に応じて発注者及び受注者以外の者であって品質管理に係る専門的な知識又は技術を有する第三者による品質証明制度やISO9001認証の活用を努める。

- 公共工事の施工中における、**受発注間の書類の提出や協議資料等をデータ化**し、スケジュールや共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えた、情報共有システム等を活用し、業務の**効率化や書類の簡素化**を図る。
- タブレット端末やウェアラブルカメラを用いて、書類の簡素化や立会の代替を図る。

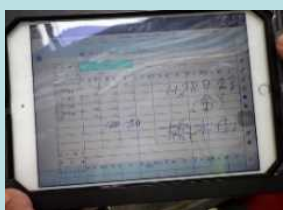
### 情報共有システムにより期待される効果

1. 協議、承諾等の行為の効率化
2. 施工管理、工程管理業務の効率化
3. 工事進捗状況の共有化
4. 協議内容の共有化
5. 電子データの利用による検査業務の効率化



### ASPやタブレット端末の活用

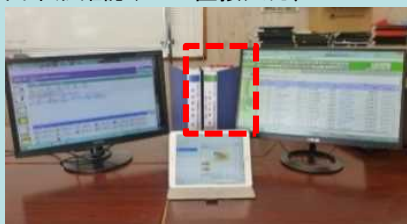
- ・出来形確認等は、タブレットに直接文字を書き込めるアプリを利用し、データとしてASPに同時保存
- ・電子化された工事書類により、完成検査時は電子検査として実施(工事書類の簡素化)



現地立会 出来形確認(ASP直接入力)



ASP上の電子確認



提出書類:A4ファイル2冊

# 労働環境改善(熱中症対策、快適トイレ)

## 発注関係事務の運用に関する指針

受注者へ熱中症対策や寒冷対策の実施、快適トイレの設置、ICT建設機械等の積極的な導入などを促し、作業の効率化等を実施するよう努める。

### 熱中症対策

○工事現場の安全(熱中症)対策に係る費用とし、気候及び施工期間を考慮した現場管理費の補正を追加

#### 対象工事・対象地域

○工事：主たる工種が屋外作業である工事（工場製作工事は除く） ○地域：全国

#### 補正方法

○補正は、工事期間中の日最高気温の状況に応じて変更時に補正する

$$\text{補正值 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}$$

$$\text{※真夏日率} = \text{工期期間の真夏日} \div \text{工期}$$

- ・真夏日：日最高気温が30度以上の日
- ・工期：準備・後片付け期間を含めた工期
- ・補正係数：1. 2

### 快適トイレ

快適トイレとは、以下の標準仕様を満足したトイレとし、平成28年10月1日以降に入札手続きを開始する直轄土木工事から導入。

#### 1. 快適トイレに求める機能

- ①洋式便器
- ②水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚(耐荷重を5kg以上とする)

#### 2. 付属品として備えるもの

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サンタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### 3. 推奨する仕様、付属品

- ⑫便房内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- ⑬擬音装置(機能を含む)
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化
- ⑯室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場(トイレトーパー予備置き場等)

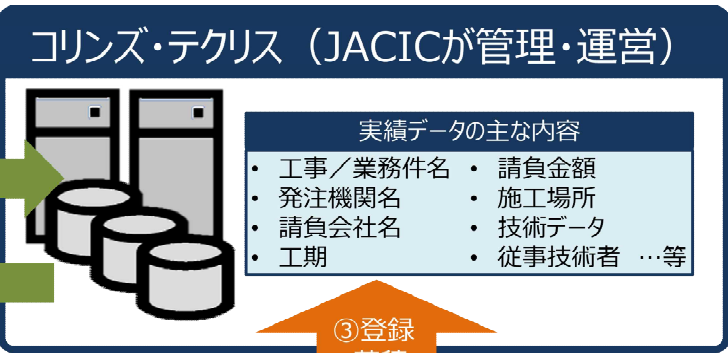
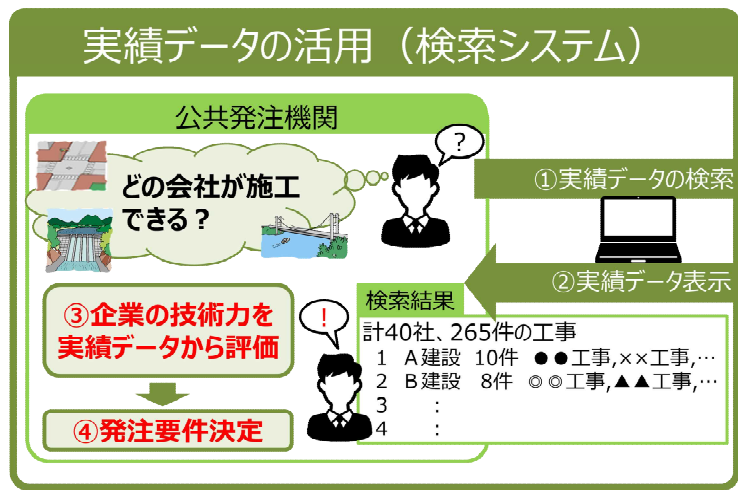
発注関係事務の運用に関する指針

技術者の資格や実績をコリンズ(工事实績情報システム)等へ登録するよう受注者へ促す

技術者の資格や実績をテクリス(業務実績システム)やPUBDIS(公共建築設計者情報システム)等(以下「テクリス等」という。)へ登録するよう受注者へ促す

1. コリンズ・テクリスの概要 (2) コリンズ・テクリスの役割と基本的な枠組み

**役割** 公共事業の発注に際し公平かつ適正な企業選定を行うため、客観的なデータ (= 過去の工事・業務の実績) から企業や技術者の技術力を確認し、評価するための支援ツール



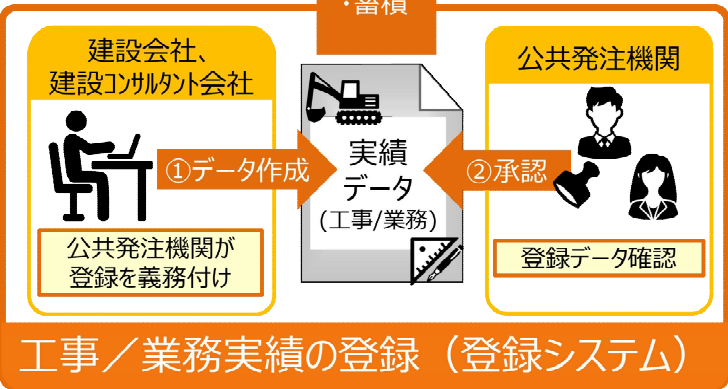
○コリンズ/CORINS  
工事实績情報システム  
Construction Records Information System

・公共工事が対象

コリンズ・テクリスを活用している発注機関

種別	機関数	備考
国の機関、独立行政法人等	94	国土交通省、農林水産省等
都道府県等、政令指定都市等	67	全ての都道府県と政令市
市区町村等	1086	全国の半数以上

2019年3月末時点



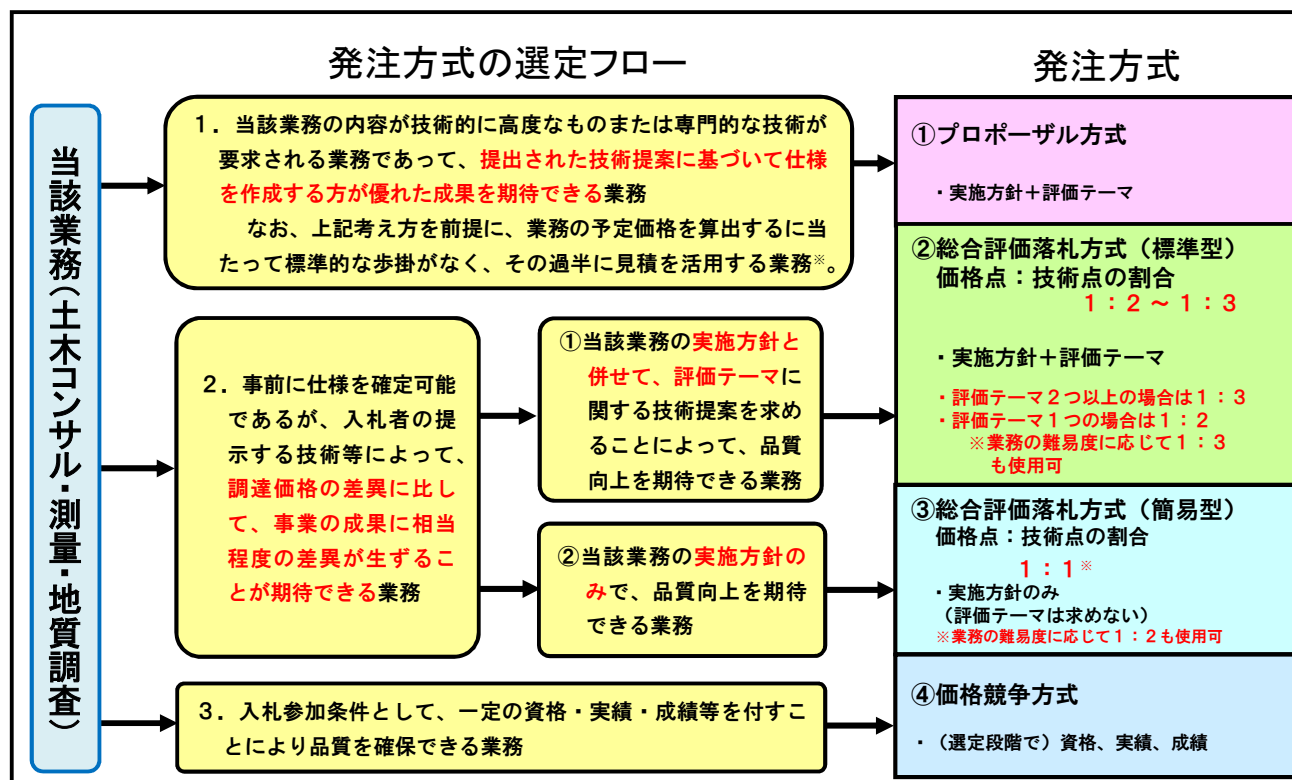
○テクリス/TECRIS  
業務実績情報システム  
Technical Consulting Records Information System

・調査設計業務、地質調査業務、測量業務等が対象



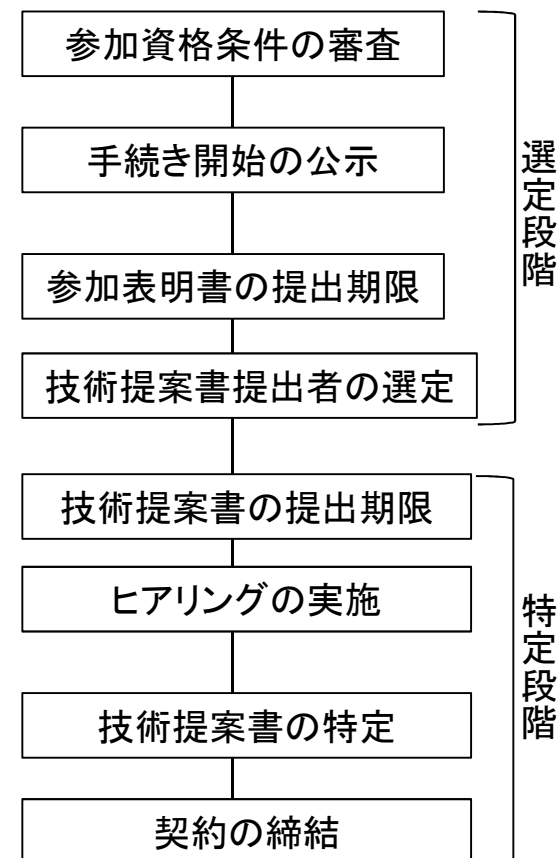
## 発注関係事務の運用に関する指針

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。



※ 予定価格の算出においてその過半に見積を活用する業務であっても、業務の内容が技術的に高度ではないもの又は専門的な技術が要求される業務ではない簡易なもの等については総合評価落札方式又は価格競争方式を選定できる

## [大まかな実施手順]



発注関係事務の運用に関する指針

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等のウィークリースタンスの適用や条件明示チェックシートの活用)、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

※中部地整の事例

《取組方針》

発注者として受発注者対等な立場を再認識し、“ウィークリー・スタンス”の徹底を図る  
 ※平成29年4月以降契約の全ての業務で、業務環境の改善に向けた取り組みの試行を実施  
 (土木関係建コン業務、測量業務、地質調査業務)

《ウィークリー・スタンス》  
 「(仮称) **chubuミッション5**」

1. 依頼は、主任調査員名でメール送信
2. 原則、勤務時間外の作業依頼禁止
3. 作業内容に見合った作業期間確保 (最低3日間)
4. 週末依頼の週初め提出期限の禁止
5. 原則、16時以降の打合せ禁止



金	土	日	月
依頼	❌		提出

月	火	水	木	金
依頼	作業期間 (最低3日間)			提出

※中部地整の事例

発注関係事務の運用に関する指針

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等のウイークリースタンスの適用や条件明示チェックシートの活用)、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

実施内容

- 詳細設計業務発注時において、受発注者が必要な設計条件等を確認するためのツールとして、**条件明示チェックシート(案)を活用**

- ・ 未確定の設計条件については、条件確定の予定時期や協議の進捗状況等を条件明示チェックシート(案)に記載し、詳細設計業務の受注者に提示
- ・ 受注者は、発注者から受け取った条件明示チェックシート(案)を業務スケジュール管理表に反映し運用

条件明示チェックシート(案)の確認項目

- ① 適正な履行期間の確保及び履行期限の設定の確認
- ② 基本的な設計条件・計画条件等の確認
- ③ 関係機関との調整事項、協議の進捗状況等の確認
- ④ 貸与資料(測量・地質・予備設計成果等)の確認
- ⑤ その他(事業間連携、コスト縮減、環境対策等の確認)



**適切な時期に設計条件を受注者に提示し、発注者の責任を確実に履行**

国交省土木業務関連HP: <http://www.mlit.go.jp/tec/gyoumukankei.html>

実施体制(案)

- 確実な条件明示のための体制として、**「設計業務の条件明示検討会(仮称)」を開催**※し、明示すべき設計条件について、設計図書に確実に反映できているかを副所長以下の複数の視点で確認

※検討会の開催が有効と判断される業務において開催

〔開催時期〕 詳細設計業務発注の決裁前に実施

〔確認体制〕 副所長、発注担当課長、調査職員等

〔準備資料〕 条件明示チェックシート(案)、設計図書(特記仕様書他) 等



発注関係事務の運用に関する指針

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にしない等のウイークリースタンスの適用や条件明示チェックシートの活用)、スケジュール管理表の運用の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

目的・概要、留意点

- 円滑な業務実施を図るため、履行中に発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について、受発注者間で協議し、受発注者の役割分担、懸案事項、着手日、回答期限等を「業務スケジュール管理表」で明確化
業務スケジュール管理票の作成及び管理は受注者が行うことを原則とするが、作成負担軽減を図るため、業務内容に応じて「様式の簡素化や自由度の向上」を図る
過度に複雑化せずに受発注者双方が利用しやすい様式とする
やむを得ず履行期間の延長及び契約内容の変更が必要となった場合は適切な履行期間の確保を図る

対象

- 原則、全ての詳細設計業務で実施
ただし、懸案事項等が少なく、通常の工程表による管理のみで円滑に業務を進めることが出来る場合は対象外
検討業務等においても実施し、対象の拡大を図る。

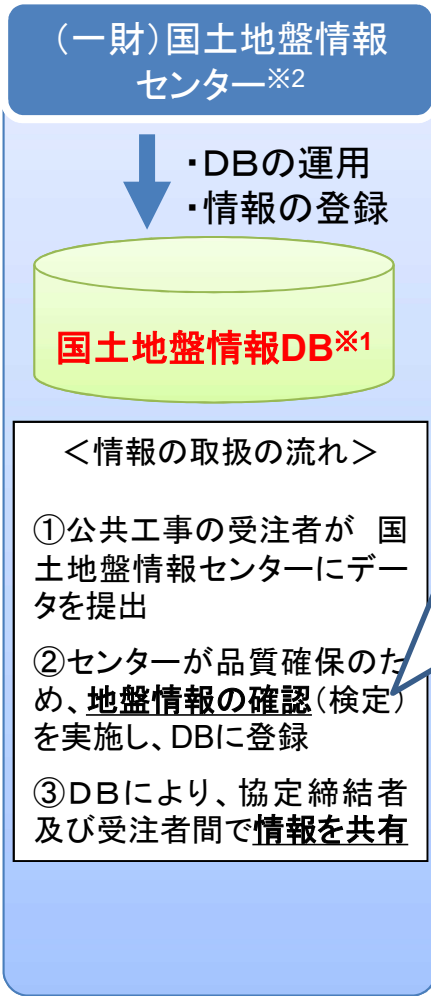
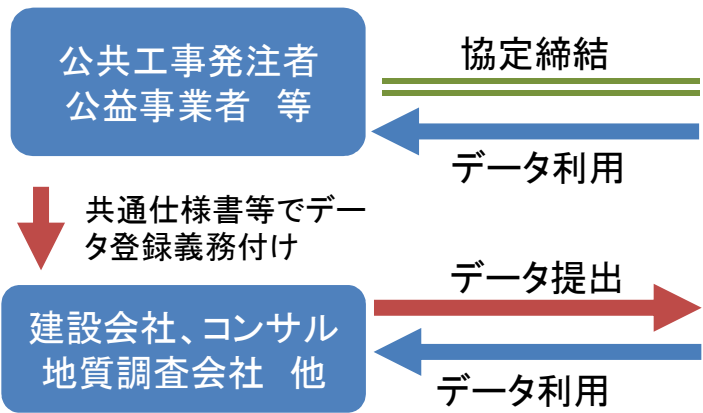
業務スケジュール管理表(イメージ)



発注関係事務の運用に関する指針

地盤状況に関する情報の把握のための地盤調査を行った際には、位置情報、土質区分、試験結果等を確認すると共に、あわせて情報を関係者間で共有できるよう、情報共有システムの構築及び活用の推進に努める。

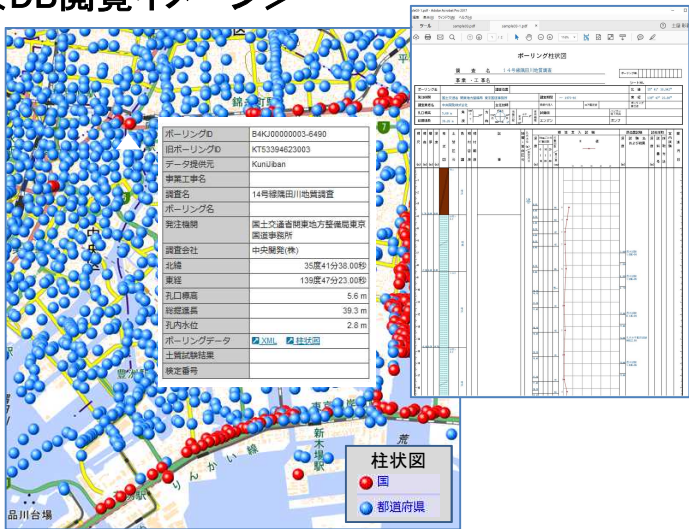
一情報の確認・共有の取組例一



＜センターによる確認項目＞

分類	検定内容
ボーリング 柱状図	・ボーリング数量の確認
	・地質調査技士登録番号の確認
	・調査名、発注機関などの確認
	・緯度経度、座標系の確認
	・岩種・土質区分、試験結果などの確認
土質試験 結果	・土質試験結果の試験数量の確認
	・調査名、発注機関などの確認
	・試験結果の確認
	・様式の確認

＜DB閲覧イメージ＞



※1 国土交通省において、官民が所有する地盤情報等の収集・共有、品質確保、オープン化等の仕組みとして構築

※2 国交省において、「国土地盤情報DB」の運営主体として決定(平成30年4月)  
(国土地盤情報センター) <https://ngic.or.jp/>

発注関係事務の運用に関する指針

災害時の入札契約方式の選定にあたっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。災害協定の締結状況や施工体制、地理的状况、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

○迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめた「工事発注用」のガイドラインを作成(平成29年7月)。  
(地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考として、随意契約等を適用するよう通知するとともに、地域発注者協議会を通じて内容周知)

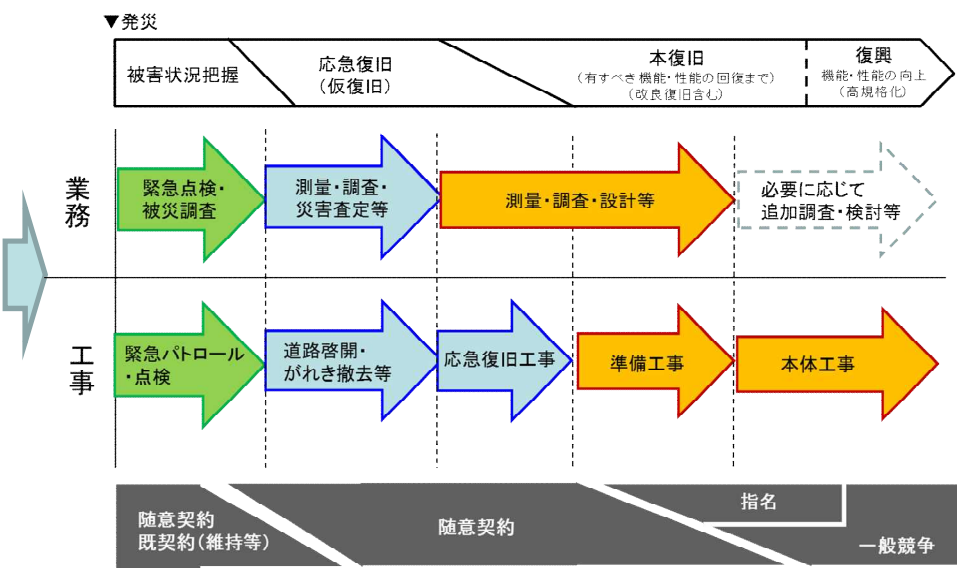
○平成30年7月豪雨での災害復旧工事では、直轄で、約230件(H30.11末時点)の工事で随意契約を活用。

○一方、業務に関するガイドラインはなく、品確法改正を踏まえ、早急な整備を行うことが必要

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性(本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等)
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社(本店)、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式(一般競争・総合評価落札方式他)	通常的方式によって迅速な対応が可能な場合





# 適切な設計変更(遠隔地からの労働者確保等)

## 発注関係事務の運用に関する指針

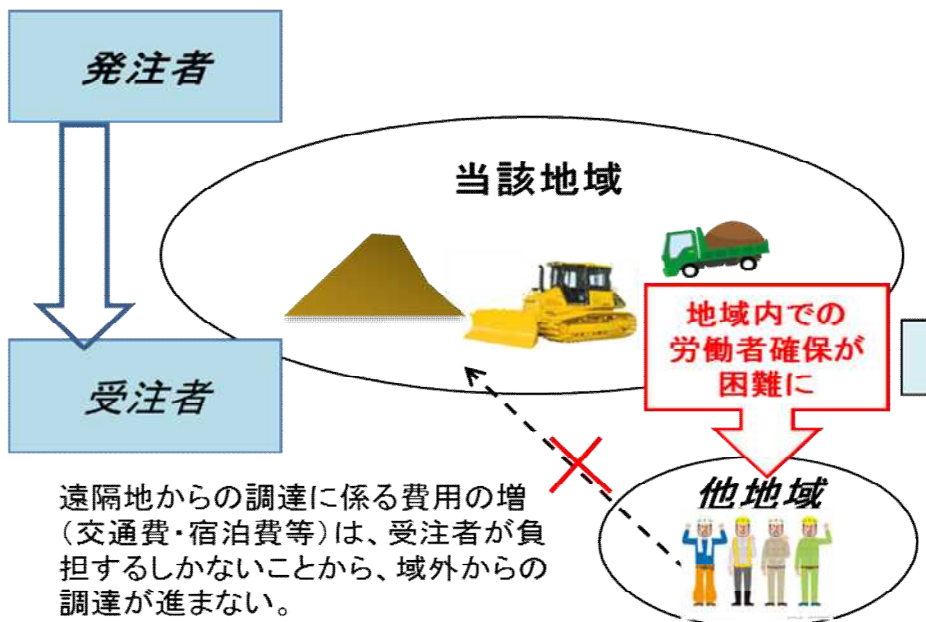
災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

○設計変更の対象とする経費や工種を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

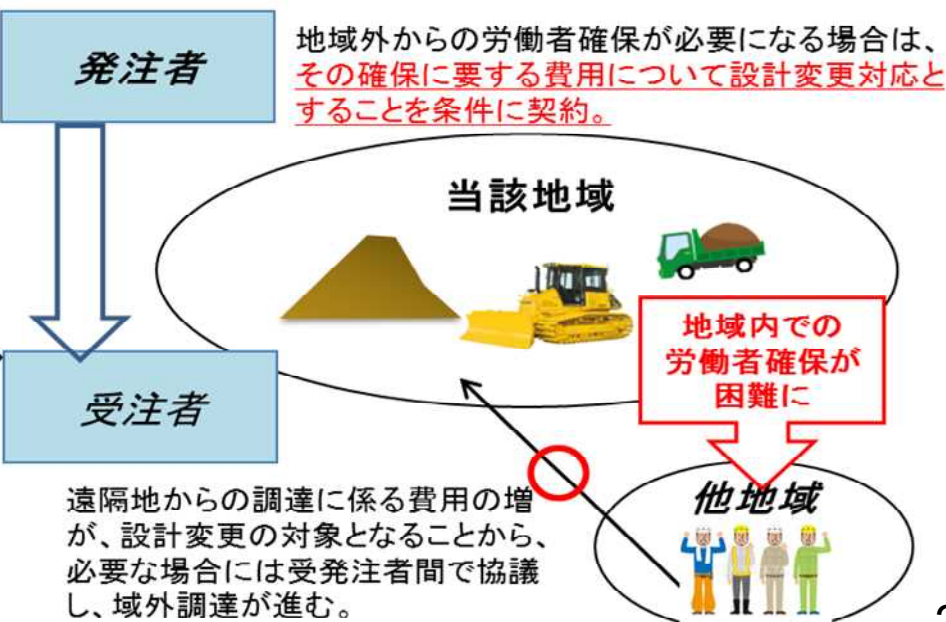
＜設計変更の対象とする経費の例＞

- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費 など

### 現状



### 対策





# 大規模災害における復興係数・復興歩掛

## 発注関係事務の運用に関する指針

災害復旧・復興による急激な工事量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じる場合には、不調・不落の発生状況を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定又は活用する等、実態を踏まえた積算を実施するよう努める。また、必要に応じて不調随契や不落随契の活用も検討する。

## 大規模災害における復興係数・復興歩掛

		東日本大震災	熊本地震	平成30年7月豪雨
発災日		H23.3.11	H28.4.14,16	H30.7.6-7
復興係数 間接工事費を補正	適用時期	H26.2.3	H29.2.1 (H29.11.1一部引き上げ)	R1.8.19
	対象工種	全ての土木工事	全ての土木工事	全ての土木工事
	対象地域	被災3県	熊本県内	広島県内
	補正率	共通仮設費： <u>1.5</u>  現場管理費： <u>1.2</u>	共通仮設費： <u>1.4</u> (阿蘇・上益城) <u>1.1</u> (その他県内)  現場管理費： <u>1.1</u>	共通仮設費： <u>1.1</u>  現場管理費： <u>1.1</u>
復興歩掛 直接工事費を補正	適用時期	H25.10.1	H29.2.1	R1.8.19
	対象工種	土工、コンクリート工	土工	土工
	対象地域	被災3県	熊本県内	広島県内
	補正率	土工： 作業効率20%低減 コンクリート工： 作業効率10%低減	土工： 作業効率20%低減	土工： 作業効率20%低減

## 発注関係事務の運用に関する指針

### 事業促進PPP方式

事業促進を図るため、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験の融合により、効率的なマネジメントを行う方式

- 平成24年度以降、三陸沿岸道路等の復興道路事業等において、事業促進PPPを導入
- 事業促進PPPを必要とときに速やかに導入するため、標準的な実施手法、業務内容、仕様書の記載例等を示すガイドラインを策定。

### <主なポイント>

#### 1. 適用事業

- 1) 大規模災害復旧・復興事業
- 2) 平常時の大規模事業等

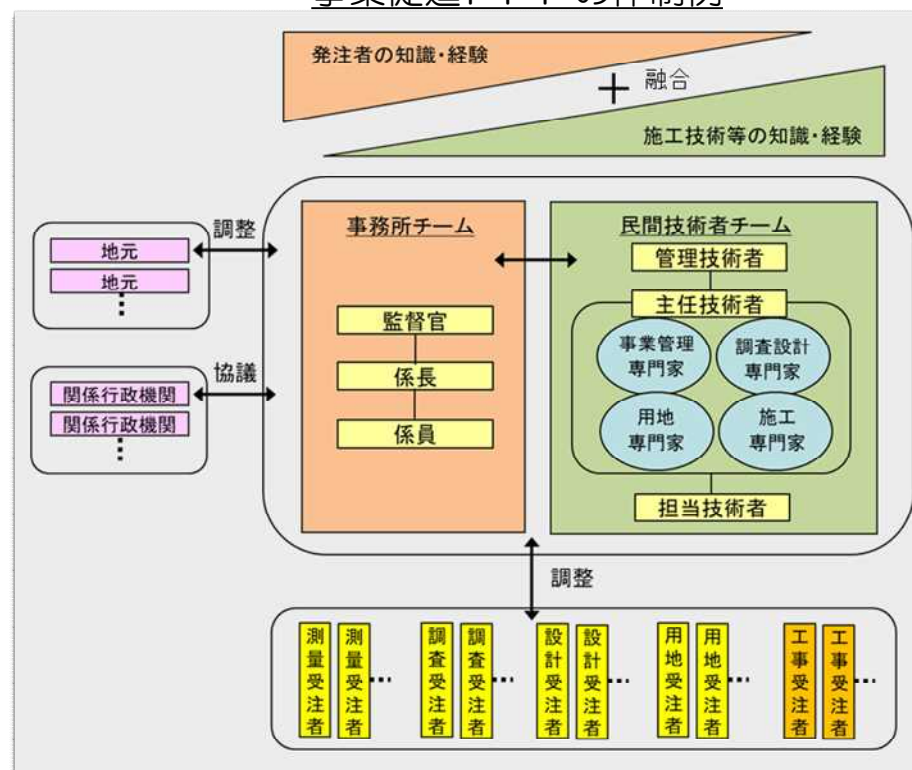
#### 2. 特徴

- 1) 直轄職員が柱となる
- 2) 官民の知識・経験の融合により、事業を促進
- 3) 予算、契約、最終的な判断・指示は、発注者の権限
- 4) 積算、監督、技術審査等の発注者支援業務とは区別
- 5) 工事の特性に応じ、技術提案・交渉方式を活用

#### 3. 業務内容

- 1) 全体事業計画の整理
- 2) 測量・調査・設計業務等の指導・調整
- 3) 地元及び関係行政機関等との協議
- 4) 事業管理（工程・コスト等の管理）
- 5) 施工管理

### 事業促進PPPの体制例



発注関係事務の運用に関する

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、必要に応じて災害時の工事实施体制の確保の状況や近隣地域での施工実績などの企業の地域の精通度又は必要に応じて施工実績の代わりに施工計画等を評価項目に設定

- 十分な技術力を持つにも関わらず評価対象となる実績等を持たない企業や技術者に対しても受注機会の拡大を図るため、工事の規模や受注状況、地域の実情等を踏まえ、実績等にとらわれないチャンス拡大方式(いわゆるチャレンジ型や自治体評価型など)を各地方整備局で試行

チャンス拡大方式

自治体実績評価型

工事实績と自治体の成績等を加点点評価  
(関東、北陸、近畿、中国、四国、沖縄)

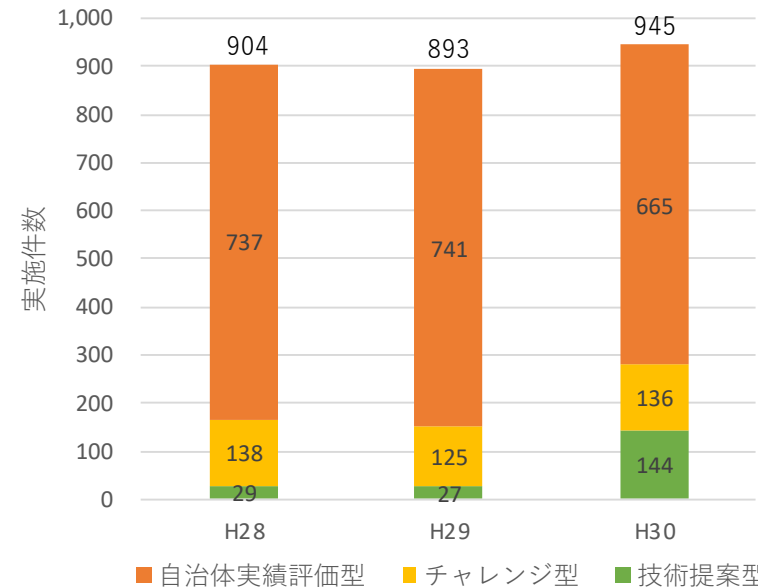
チャレンジ型

企業・技術者の成績等を加点点評価せず(又は一部緩和)に、  
工事实績と施工計画等を評価  
(東北、中部、中国、九州、沖縄)

技術提案型

施工計画のみを評価  
(北海道、関東、近畿)

チャンス拡大方式実施件数



※H30は今後見込みを含む

発注関係事務の運用に関する指針

ワーク・ライフ・バランス等推進企業を必要に応じて評価項目に設定

WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、**認定制度を活用した評価を全面的に実施。**

○評価方法(段階的選抜方式において評価)

通常

企業の実績・成績等

技術者の実績・成績等



WLB推進企業を加点评価

段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。



## 発注関係事務の運用に関する指針

### コンペ方式

対象とする施設や空間に求める機能や条件を発注者側から示し、その機能や条件に合致した設計案を募り、最も優秀とみなされた設計案を選ぶ方式

#### ○設計競技方式を採用するメリット

通常的设计業務を通じてでは発案されないような、地域のシンボルになる特に優れたデザインや、場所の価値の向上するデザインを実現しやすい

#### ○コンペとプロポーザルの違い

プロポーザルは業務を実施する「人」を選び、設計競技は「設計案」を選択  
設計の対象となる施設の具体イメージまでを求めるのであれば、本来、プロポーザル方式ではなく、設計競技方式を採用するのが妥当

#### ○コンペを実施する場合に必要な準備

設計競技を行う場合には、通常の業務以上の入念な準備が必要  
良い提案を得るためには、設計条件及び要求事項を明確にすることが非常に重要であり、どのような条件を整えれば優れた提案者が応募するか、競争参加者からみたインセンティブについても考慮した条件設定が必要



## 発注関係事務の運用に関する指針

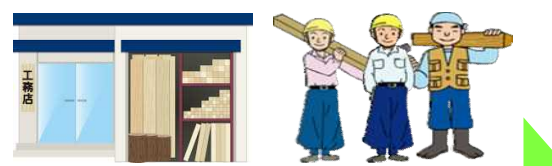
建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用等技能労働者の処遇改善を図る取組に留意しつつ、受注者は、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びに労働条件、労働環境の改善に努める。

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- 若い世代にキャリアパスと処遇の見通しを示し、技能と経験に応じ給与を引き上げ、将来にわたって建設業の担い手を確保し、ひいては、建設産業全体の価格交渉力・競争力を向上させるもの
- また、労務単価の引き上げや社会保険加入の徹底といった、これまでの技能者の処遇改善の取組をさらに加速させるもの
- 平成31年4月より「本運用」を開始。初年度で100万人、5年で全ての技能者の登録を目標

## <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営主体  
(一財)建設業振興基金

### 技能者情報等の登録



- |                |                |
|----------------|----------------|
| <b>【事業者情報】</b> | <b>【技能者情報】</b> |
| ・商号            | ・本人情報          |
| ・所在地           | ・保有資格          |
| ・建設業許可情報 等     | ・社会保険加入状況等     |
| <b>【現場情報】</b>  |                |
| ・現場名           |                |
| ・工事の内容 等       |                |

### カードの交付・現場での読取



就業履歴を蓄積

## 技能者の経験の見える化・能力評価



## 現場管理のIT化・書類削減

## 見積り・請求のエビデンスとしての活用

## 施工実績DB・ビックデータとしての活用

# 発注関係事務の運用に関する指針 (解説資料) 抜粋版

※解説資料全体は下記のHPで公表させていただいております。

【掲載ページ】

[http://www.mlit.go.jp/tec/tec\\_reiwaunyoshsishin.html](http://www.mlit.go.jp/tec/tec_reiwaunyoshsishin.html)

令和2年3月31日

公共工事の品質確保の促進に関する  
関係省庁連絡会議 事務局  
(国土交通省)

# 目 次

運用指針の概要及び策定経緯	1
Ⅰ. 品確法改正について	3
(1) 品確法改正の概要	4
(2) 品確法における運用指針に関する規定	8
Ⅱ. 運用指針の概要について	9
(1) 運用指針の全体構成	10
(2) 運用指針の主なポイント	11
Ⅲ. 運用指針の策定経緯について	14
(1) 発注関係事務の運用に関する指針改定の経緯	15
(2) 意見提出のあった団体数、意見数	16
(3) 頂いた主な意見（地方公共団体、建設業団体等）	18



運用指針の解説	i
<b>I. 本指針の位置付けについて</b>	<b>I - 1</b>
<b>II. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項</b>	<b>II - 1</b>
<b>1. 工事</b>	<b>II - 6</b>
1-1 工事発注準備段階	II - 6
1-2 工事入札契約段階	II - 38
1-3 工事施工段階	II - 106
1-4 工事完成後	II - 140
1-5 その他	II - 144
<b>2. 測量、調査及び設計</b>	<b>II - 148</b>
2-1 業務発注準備段階	II - 148
2-2 業務入札契約段階	II - 166
2-3 業務履行段階	II - 212
2-4 業務完了後	II - 226
2-5 その他	II - 230
<b>3. 発注体制の強化等</b>	<b>II - 232</b>
3-1 発注体制の整備等	II - 232
3-2 発注者間の連携強化	II - 238
<b>III. 災害時における対応</b>	<b>III - 1</b>
<b>1. 工事</b>	<b>III - 2</b>
1-1 災害時における入札契約方式の選定	III - 2
1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	III - 16
<b>2. 測量、調査及び設計</b>	<b>III - 34</b>
2-1 災害時における入札契約方式の選定	III - 34
2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	III - 40
<b>3. 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携</b>	<b>III - 52</b>
<b>IV. 多様な入札契約方式の選択・活用</b>	<b>IV - 1</b>
<b>1. 工事</b>	<b>IV - 1</b>
1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	IV - 1
1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に	

資する入札契約方式の活用の例	IV- 40
<b>2. 測量、調査及び設計</b>	<b>IV- 56</b>
2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	IV- 56
2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に 資する入札契約方式の活用の例	IV- 84
<b>V. その他配慮すべき事項</b>	<b>V- 1</b>
1. 受注者等の責務	V- 1
2. その他	V- 1

<b>巻末資料</b> .....	<b>巻末－ 1</b>
<b>I. 関係法令</b> .....	<b>巻末－ 3</b>
公共工事の品質確保の促進に関する法律 （平成 17 年法律第 18 号；令和元年 6 月 14 日最終改正） .....	巻末－ 4
公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 （平成 19 年 8 月 26 日閣議決定；令和元年 10 月 1 日最終変更） .....	巻末－14
発注関係事務の運用に関する指針 （平成 27 年 1 月 30 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ） .....	巻末－30
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 （平成 12 年法律第 127 号；平成 26 年 6 月 4 日最終改正） .....	巻末－71
公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 （平成 13 年 3 月 9 日閣議決定；令和元年 10 月 18 日最終変更） .....	巻末－78
<b>II. 参考資料一覧</b> .....	<b>巻末－97</b>

# 運用指針の概要及び策定経緯





# **Ⅰ. 品確法改正について**

## (1) 品確法改正の概要

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）は、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として、平成 17 年 3 月に公布、同年 4 月 1 日より施行された。

その後、建設産業においては、建設投資の急激な減少や受注競争の激化により、いわゆるダンピング受注などが生じ、建設企業の疲弊、下請企業へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、さらには、建設生産を支える技術・技能が継承されないという深刻な問題が発生していた。そして、既に地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じるおそれがあることへの懸念が指摘されていた。

また、公共工事の発注者側においても、発注関係事務に携わる職員が年々減少し、一部の発注者においては、発注関係事務を適切に実施できていないのではないかとの懸念も生じていた。

これらの課題を踏まえ、現在及び将来にわたるインフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、密接に関連する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の改正と併せて、平成 26 年 6 月 4 日に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 5 号）が公布、施行された（衆議院・参議院ともに全会一致で成立）。

平成 26 年度の品確法改正以降、建設業を取り巻く環境は大きく変化し、特に頻発・激甚化する災害対応の強化、長時間労働の是正などによる働き方改革の推進、情報通信技術の活用による生産性向上が急務となってきている。また、公共工事の品質確保を図るためには、工事の前段階に当たる調査・設計においても公共工事と同様の品質確保を図ることも重要な課題となってきている。

こうした環境の変化や課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、密接に関連する入札契約適正化法及び建設業法等の改正と併せて令和元年 6 月 14 日に公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 30 号）が公布、施行された（衆議院・参議院ともに全会一致で成立）。

## (品確法と建設業法、入札契約適正化法等の一体的改正について)

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

### 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

**新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施**

### 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根拠  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

### 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～

<p>○<b>発注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）</li> <li>施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）</li> <li>適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）</li> </ul> <p>○<b>受注者（下請含む）の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適正な請負代金・工期での下請契約締結</li> </ul>	<p>○<b>発注者・受注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報通信技術の活用等による生産性向上</li> </ul>	<p>○<b>発注者の責務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択</li> <li>災害協定の締結、発注者間の連携</li> <li>労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用</li> </ul>	<p>○<b>調査・設計の品質確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加</li> </ul>
<p><b>働き方改革の推進</b></p>	<p><b>生産性向上への取組</b></p>	<p><b>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</b></p>	
<p>○<b>工期の適正化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告</li> <li>著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）</li> <li>公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化&lt;入契法&gt;</li> </ul> <p>○<b>現場の処遇改善</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険の加入を許可要件化</li> <li>下請代金のうち、労務費相当については現金払い</li> </ul>	<p>○<b>技術者に関する規制の合理化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認</li> <li>主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要</li> </ul>	<p>○<b>災害時における建設業者団体の責務の追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化</li> </ul> <p>○<b>持続可能な事業環境の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経営管理責任者に関する規制を合理化</li> <li>建設業の許可に係る承継に関する規定を整備</li> </ul>	
<p><b>建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～</b></p>			

品確法の主な改正のポイントは以下のとおりである。

#### (i) 災害時の緊急対応の充実強化

- 基本理念（第3条第7項）に、公共工事の品質は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならないことを規定。
- 発注者等の責務（第7条第1項、第4項）に、以下を規定。
  - ・ 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法の選択
  - ・ 建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者感の連携
  - ・ 労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用

#### (ii) 働き方改革への対応

- 基本理念（第3条第8項）に、公共工事の品質は、公正な契約の締結、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならないことを規定。

- 発注者等の責務（第7条第1項）に、以下を規定。
    - ・ 休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期等の設定
    - ・ 公共工事等の実施の時期の平準化に向けた、債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期等の設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
    - ・ 設計図書の変更に伴い工期等が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
  - 受注者等の責務（第8条第2項）に、適正な額の請負代金・工期等での下請契約の締結を規定。
- (iii) 生産性向上への取組
- 基本理念（第3条第1項）に、公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならないことを規定。
  - 発注者等の責務（第7条第1項）に、情報通信技術の活用等を規定。
  - 受注者等の責務（第8条第3項）に、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上を規定。
- (iv) 調査・設計の品質確保
- 【定義（第2条第2項）】**
- 公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について、広く本法律の対象として位置付け。
  - 基本理念（第3条第1項）に、公共工事の品質は、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならないことを規定。
- (v) その他
- 【発注体制の整備】**
- 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用等（第21条第4項）に、以下を規定。
    - ・ 発注者の責務として発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備を規定
    - ・ 国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等適切に行う能力を有する者の活用促進等を規定
- 【工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用】**
- 基本理念（第3条第5項）に、工事等に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用を規定。



【公共工事の目的物の適切な維持管理】

- 発注者等の責務（第7条第5項）に、公共工事の目的物の適切な維持管理を規定。

（公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 概要）

<b>背景・必要性</b>	
<p><b>1. 災害への対応</b></p> <p>○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、<b>災害時の緊急対応の充実強化が急務</b></p> <p><b>3. 生産性向上の必要性</b></p> <p>○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、<b>生産性の向上が急務</b></p>	<p><b>2. 働き方改革関連法の成立</b></p> <p>○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても<b>長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務</b></p> <p><b>4. 調査・設計の重要性</b></p> <p>○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で<b>重要な役割</b></p>
<b>法案の概要（改正のポイント）</b>	
<b>I. 災害時の緊急対応の充実強化</b>	
<p><b>【基本理念】</b> 災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備</p>	<p><b>【発注者の責務】</b></p> <p>①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択 ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者間の連携 ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用</p>
<b>II. 働き方改革への対応</b>	
<p><b>【基本理念】</b> 適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮</p> <p><b>【公共工事等を実施する者の責務】</b> 適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結</p>	<p><b>【発注者の責務】</b></p> <p>①休日、準備期間、天候等を考慮した<b>適正な工期の設定</b> ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、<b>債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等</b> ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等</p>
<b>III. 生産性向上への取組</b>	<b>IV. 調査・設計の品質確保</b>
<p><b>【基本理念、発注者・受注者の責務】</b> 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上</p>	<p>公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について<b>広く本法律の対象</b>として位置付け</p>
<b>V. その他</b>	
<p>(1)発注者の体制整備</p> <p>①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備 <b>【発注者の責務】</b> ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等</p>	<p>(2)工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用 <b>【基本理念】</b> (3)公共工事の目的物の適切な維持管理 <b>【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】</b></p>

法改正の理念を現場で実現するために、地方公共団体、業界団体等の意見を聴き、基本方針や発注者共通の運用指針を改正

## (2) 品確法における運用指針に関する規定

品確法第 22 条において、国は、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者の意見を聴いて、入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針（以下「運用指針」という。）を定めることが規定された。

### 【品確法第 22 条における運用指針の規定】

（発注関係事務の運用に関する指針）

第二十二條 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事等の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成 17 年 3 月・令和元年 6 月一部改正)

また、品確法に基づき、政府が作成する公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）についても一部変更（令和元年 10 月 18 日閣議決定）され、国が、運用指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについての定期的な調査を実施し、その結果を公表することが規定された。

### 【基本方針に規定される定期的な調査の実施】

第 2 11 施策の進め方

このため、国は、法第 3 条の基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する国、地方公共団体等に共通の運用の指針を定めるとともに、当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表するものとする。

出典)「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(令和元年 10 月閣議決定)

## **II. 運用指針の概要について**

## (1) 運用指針の全体構成

運用指針の関係資料は、「指針本文」、「解説資料」及び「その他要領」により構成される。

「指針本文」は、品確法第22条の規定に基づき各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、国により作成されるものである。また、国は基本方針に基づき、各発注者における発注関係事務の実施状況について、定期的に調査を行うこととされている。

「解説資料」は、指針本文の理解・活用の促進とともに、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議事務局（国土交通省）が作成するものであり、機動的に見直しを行うものである。

「その他要領」は、「解説資料」と同様に、指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とするため、必要に応じて各省庁により作成されるものであり、機動的に見直しが行われるものである。

### (運用指針の全体構成について)

資料	策定者	法令上の位置付け	作成目的	内容
①指針本文	国 （関係省庁 申合せ）	品確法(第22条) 及び 基本方針 (閣議決定)	・発注者の支援 ・発注関係事務の実施状況について、 定期的に調査(結果はとりまとめ公表)	・入札及び契約の方法の選択 その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用
②解説資料	関係省庁 連絡会議 事務局 (国土交通省)	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	・指針本文の理解・活用の促進 ・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し)	・指針本文に位置付けられた取組事項の具体事例や既存の要領等による解説 ・取組事項について実務面での参考となる事項
③その他要領	各省庁 （必要に応じて 適宜策定）	「①指針本文」に 位置付け 各発注者が適宜参照 ↓ 発注関係事務の 適切な実施に努力	・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考とする (内容については、機動的に見直し)	・指針本文に位置付けられた取組事項について実務面での参考となる事項

## (2) 運用指針の主なポイント

運用指針の内容は発注関係事務全般について多岐にわたるものであるが、主なポイントを、「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」、「災害対応」について工事・業務別に整理すると以下のとおりである。

### ① 「必ず実施すべき事項」、「実施に努める事項」、「災害対応」と工事・業務の対応

	工事	測量、調査及び設計【新】
<b>必ず実施すべき事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 予定価格の適正な設定</li> <li>② 歩切りの根絶</li> <li>③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等</li> <li>④ 施工時期の平準化【新】</li> <li>⑤ 適正な工期設定【新】</li> <li>⑥ 適切な設計変更</li> <li>⑦ 発注者間の連携体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 予定価格の適正な設定</li> <li>② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等</li> <li>③ 履行期間の平準化</li> <li>④ 適正な履行期間の設定</li> <li>⑤ 適切な設計変更</li> <li>⑥ 発注者間の連携体制の構築</li> </ul>
<b>実施に努める事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ICTを活用した生産性向上【新】</li> <li>② 入札契約方式の選択・活用</li> <li>③ 総合評価落札方式の改善【新】</li> <li>④ 見積りの活用</li> <li>⑤ 余裕期間制度の活用</li> <li>⑥ 工事中の施工状況の確認【新】</li> <li>⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ICTを活用した生産性向上</li> <li>② 入札契約方式の選択・活用</li> <li>③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用</li> <li>④ 履行状況の確認</li> <li>⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化</li> </ul>
<b>災害対応</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用</li> <li>② 現地の状況等を踏まえた積算の導入</li> <li>③ 災害協定の締結等建設業者団体等や、他の発注者との連携</li> </ul>	

### ② 「必ず実施すべき事項（工事）」

必ず実施すべき事項(工事)	
<p><b>① 予定価格の適正な設定</b></p> <p>予定価格の設定に当たっては、市場における労務単価及び資材・機材等の取引価格、工期、施工の実態等を<b>的確に反映した積算を行う</b>。また労務費、機械経費、間接経費を補正するなどにより、<b>週休2日等に取組む際に必要となる経費を適正に計上</b>する。</p>	<p><b>⑤ 適正な工期設定【新】</b></p> <p>工期の設定に当たっては、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工に必要な日数のほか、<b>工事に従事する者の休日</b>、工事の実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他のやむを得ない事由により<b>工事の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮</b>する。また、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。</p>
<p><b>② 歩切りの根絶</b></p> <p>歩切りは、<b>公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号の規定に違反</b>すること等から、<b>これを行わない</b>。</p>	<p><b>⑥ 適切な設計変更</b></p> <p>設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等において、<b>設計図書の変更</b>及びこれに伴って必要となる<b>請負代金の額や工期の変更を適切に行う</b>。その際、工期が翌年度にわたることとなったときは、<b>繰越明許費を活用</b>する。</p>
<p><b>③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等</b></p> <p>ダンピング受注を防止するため、<b>低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底</b>する。<b>予定価格は、原則として事後公表</b>とする。</p>	<p><b>⑦ 発注者間の連携体制の構築</b></p> <p><b>地域発注者協議会</b>等を通じて、各発注者の<b>発注関係事務の実施状況等を把握</b>するとともに、各発注者は<b>必要な連携や調整を行い</b>、支援を必要とする市町村等の発注者は、地域発注者協議会等を通じて、<b>国や都道府県の支援を求め</b>る。</p>
<p><b>④ 施工時期の平準化【新】</b></p> <p>発注者は<b>積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組を実施</b>する。</p> <p>具体的には、<b>中長期的な工事の発注見通し</b>について、地域ブロック単位等で統合して公表する。また、<b>繰越明許費・債務負担行為の活用</b>や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。</p>	



### ③ 「実施に努める事項（工事）」

#### 実施に努める事項(工事)

##### ① ICTを活用した生産性向上【新】

工事に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるように、**情報共有システム等の活用**の推進に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

##### ② 入札契約方式の選択・活用

工事の発注に当たっては、**工事の性格や地域の実情等に応じ**、価格競争方式、総合評価落札方式、技術提案・交渉方式等の**適切な入札契約方式**を選択するよう努める。

##### ③ 総合評価落札方式の改善【新】

豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**民間発注工事**や**海外での施工経験**を有する技術者の活用も考慮して、施工実績の代わりに施工計画を評価するほか、**災害時の活動実績**を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。さらに、国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を総合評価落札方式における評価の対象とするよう努める。

##### ④ 見積りの活用

**入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等**、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、見積りを活用することにより**予定価格を適切に見直す**。

##### ⑤ 余裕期間制度の活用

労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる**余裕期間制度の活用**といった契約上の工夫を行うよう努める。

##### ⑥ 工事中の施工状況の確認【新】

**下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保**に関し、その**実態を把握**するよう努める。

##### ⑦ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者**が一堂に会し、**設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

##### ⑧ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

### ④ 「必ず実施すべき事項（業務）」

#### 必ず実施すべき事項(測量、調査及び設計【新】)

##### ① 予定価格の適正な設定

**予定価格の設定に当たっては**、市場における技術者単価及び資材・機材等の取引価格、履行の実態等を**的確に反映した積算**を行う。

##### ② 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度**の**適切な活用**を徹底する。**予定価格は、原則として事後公表**とする。

##### ③ 履行期間の平準化

**発注者は積極的に計画的な発注や施工時期の平準化のための取組**を実施する。

具体的には、**繰越明許費・債務負担行為の活用**や入札公告の前倒しなどの取組により施工時期の平準化に取り組む。

##### ④ 適正な履行期間の設定

**履行期間の設定**に当たっては、業務の内容や、規模、方法、地域の実情等を踏まえた業務の履行に必要な日数のほか、必要に応じて準備期間、**照査期間**や**週休2日を前提とした業務に従事する者の休日**、天候その他のやむを得ない事由により業務の履行が困難であると見込まれる日数や関連する別途発注業務の進捗等を考慮する。

##### ⑤ 適切な設計変更

設計図書に示された設計条件と実際の条件が一致しない場合等において、**設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**契約額や履行期間の変更**を**適切に行う**。その際、履行期間が翌年度にわたることとなったときは、**繰越明許費を活用**する。

##### ⑥ 発注者間の連携体制の構築

**地域発注者協議会**等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整を行い**、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求め**る。

## ⑤ 「実施に努める事項（業務）」

### 実施に努める事項(測量、調査及び設計【新】)

#### ① ICTを活用した生産性向上(新)

業務に関する情報の集約化・可視化を図るため、**BIM/CIMや3次元データ**を積極的に活用するとともに、さらに情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、**情報共有システム等の活用の推進**に努める。また、**ICTの積極的な活用**により、**検査書類等の簡素化や作業の効率化**に努める。

#### ② 入札契約方式の選択・活用

業務の発注に当たっては、**業務の内容や地域の実情等に応じ、プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式、コンペ方式等の適切な入札契約方式を選択**するよう努める。

#### ③ プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用

技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務、地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、**プロポーザル方式により技術提案**を求める。

また、豊富な実績を有していない若手技術者や、**女性技術者**などの登用、**海外での業務経験を有する技術者の活用**等も考慮するとともに、業務の内容に応じて国土交通省が認定した一定水準の技術力等を証する民間資格を評価の対象とするよう努める。

#### ④ 履行状況の確認

履行期間中においては、業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、休日明け日を依頼の期限日にならない等の**ウィークリースタンスの適用**や**条件明示チェックシートの活用、スケジュール管理表の運用**の徹底等により、履行状況の確認を適切に実施するよう努める。

#### ⑤ 受注者との情報共有、協議の迅速化

設計業務については、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報確認及び設計方針の明確化を行い受注者間で共有するため、**発注者と受注者による合同現地踏査の実施**に努める。**テレビ会議**や現地調査の臨場を要する確認等におけるウェアラブルカメラの活用などにより、**発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努め**、情報共有が可能となる環境整備を行う。

## ⑥ 「災害対応（工事・業務）」

### 災害対応(工事・業務)【新】

#### ① 随意契約等の適切な入札契約方式の活用

**災害時の入札契約方式の選定**にあたっては、工事の緊急度を勘案し、**随意契約等を適用**する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、**書面での契約**を行う。

災害発生後の緊急対応にあたっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、**概算数量による発注**を行った上で現地状況等を踏まえて**契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能**であることに留意する。

#### ② 現地の状況等を踏まえた積算の導入

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、**積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離**しているおそれがある場合には、**積極的に見積り等を徴収**し、その妥当性を確認した上で適切に予定価格を設定する。

#### ③ 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、**災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結**する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結にあたっては、**災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める**。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧にあたっては**地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む**。

### **Ⅲ. 運用指針の策定経緯について**

## (1) 発注関係事務の運用に関する指針改正の経緯

運用指針は、品確法第22条において、「国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする」と規定されている。

このため、その改正に当たり、地方公共団体及び建設業団体等に対して地方整備局等を通じての文書による意見提出を2回依頼し、地方公共団体及び建設業団体等からそれぞれ延べ約1,600件、約1,500件の意見が提出された。

また、学識経験者に対しては、「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会 建設生産・管理システム部会」（座長：小澤一雅東京大学大学院工学系研究科教授）において、意見を聴いた。

関係者からの意見聴取と並行して、関係省庁間の調整を進め、令和元年8月8日に開催された「公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議」において、運用指針の策定に向けた取組や検討の状況を確認し、令和2年1月30日に開催された同会議において、運用指針を申し合わせた。

### (運用指針策定の改正の経緯)

#### R1.6.7 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律 成立

6月～8月 発注者協議会、品確法の改正の趣旨説明会の開催  
・地方公共団体・建設業団体に対し、品確法の改正の趣旨説明

#### R1.8.8 関係省庁連絡会議幹事会にて、改正骨子(案)を提示

8月8日(木)～9月13日(金) 運用指針改正骨子(案)への意見照会  
・地方公共団体・建設業団体等に対し、運用指針改正骨子(案)に関する意見を収集

#### R1.10.2 関係省庁連絡会議にて、改正骨子(案)への意見照会結果を報告

#### R1.10.18 基本方針 閣議決定

10月～11月 発注者協議会の開催  
・地方公共団体等に対し、改正運用指針(案)の説明

10月31日(木)～12月2日(月) 運用指針改正(案)への意見照会  
・地方公共団体・建設業団体等に対し運用指針改正(案)に関する意見を収集・反映

#### R2.1.30 関係省庁連絡会議にて、運用指針改正(案)の関係省庁申し合わせ





■ 意見数

< 関係省庁 >

・ 関係省 77 件

< 地方公共団体 >

・ 都道府県 389 件

・ 政令指定都市 75 件

・ 市区町村 335 件

・ 独立行政法人等 1 件

} 計 799 件

< 建設業団体等 >

・ 建設業団体等 620 件

### (3) 頂いた主な意見（地方公共団体、建設業団体等）

第2回（改正案について）の地方公共団体及び建設業団体等から提出された意見の内訳については以下のとおりである。

#### ①章レベルでの意見の分布状況

- ・都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等ともに、「Ⅱ.発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に対する提出意見が60～80%程度を占めている。
- ・都道府県・政令市と建設業団体等は、「Ⅲ.災害時における対応」に対する提出意見が2番目に多くなっている。

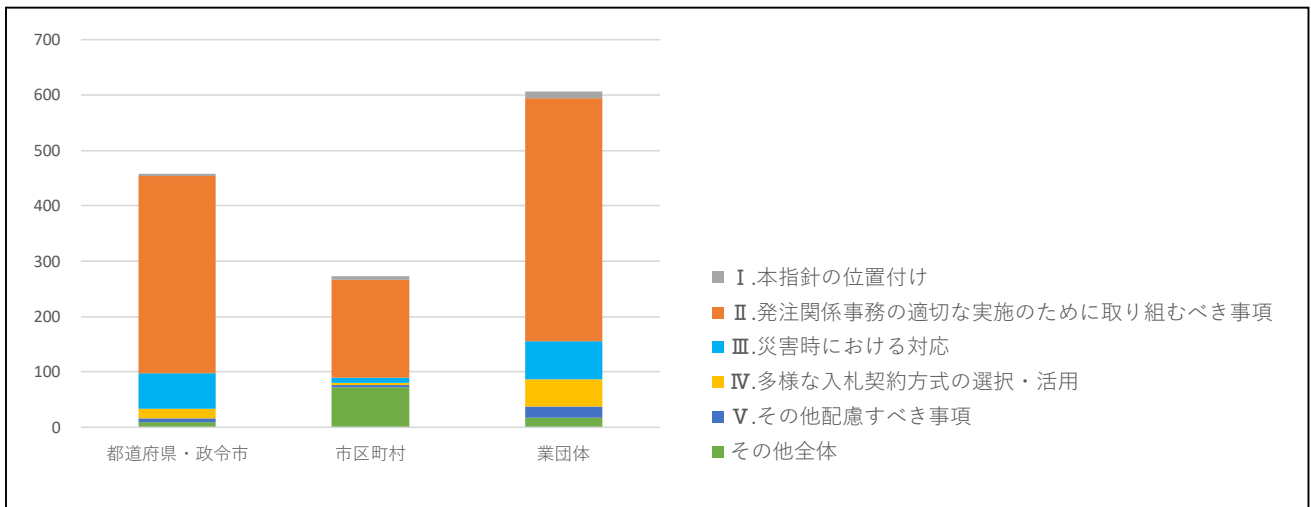


図 団体別・改正案の章別の意見の件数

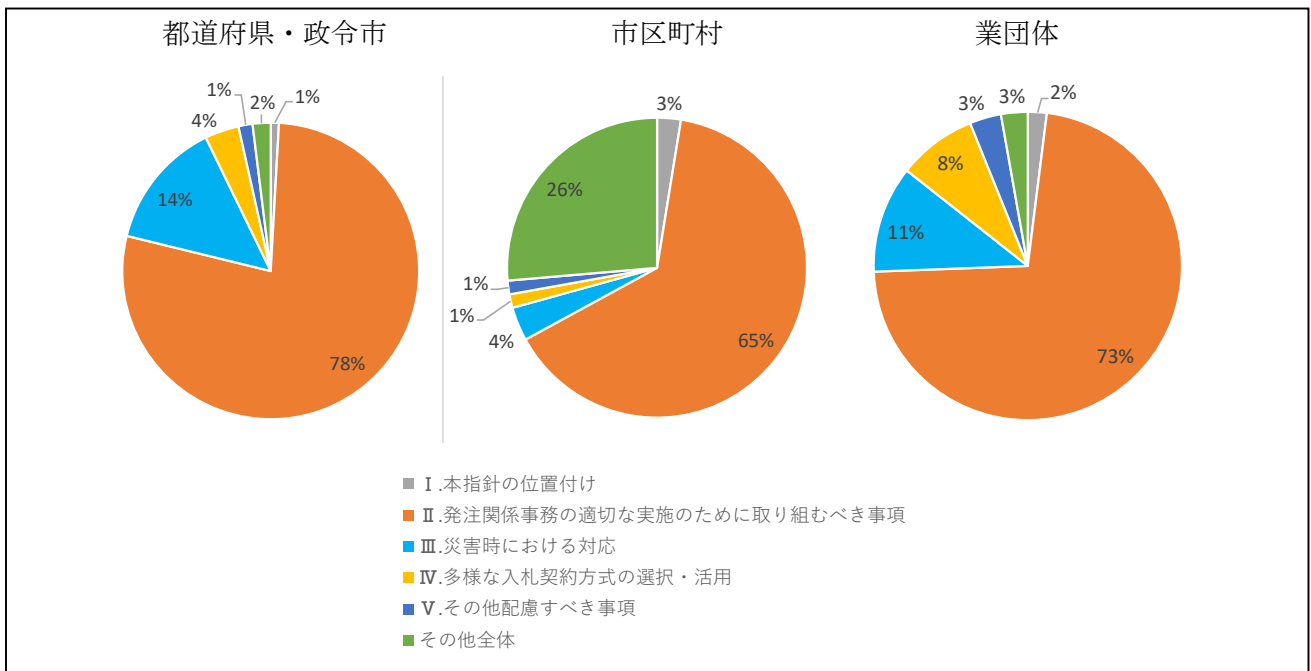


図 団体別・改正案の章別の意見の件数割合

②節レベルでの意見の分布状況

意見の件数が多かった、「Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」と「Ⅲ. 災害時における対応」について、節レベルでの内訳をみると、以下の通り。

【Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項】

- ・新たに業務に関する記載が大幅に追加されているが、提出された意見は、都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等ともに、6：4程度で工事に関する節への意見が多く出されている。

【Ⅲ. 災害時における対応】

- ・災害時における対応が新たに章立てされ、さらに業務に関する記載が大幅に追加されているが、提出された意見は、都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等ともに、7：3前後で工事に関する節への意見が多く出されている。

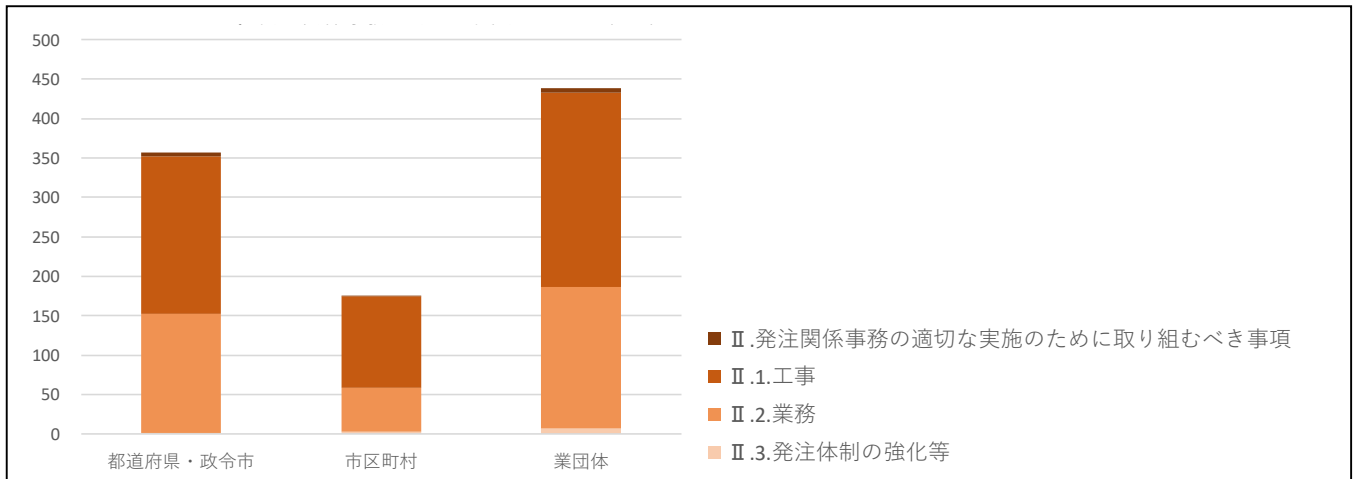


図 「Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に対する意見の件数

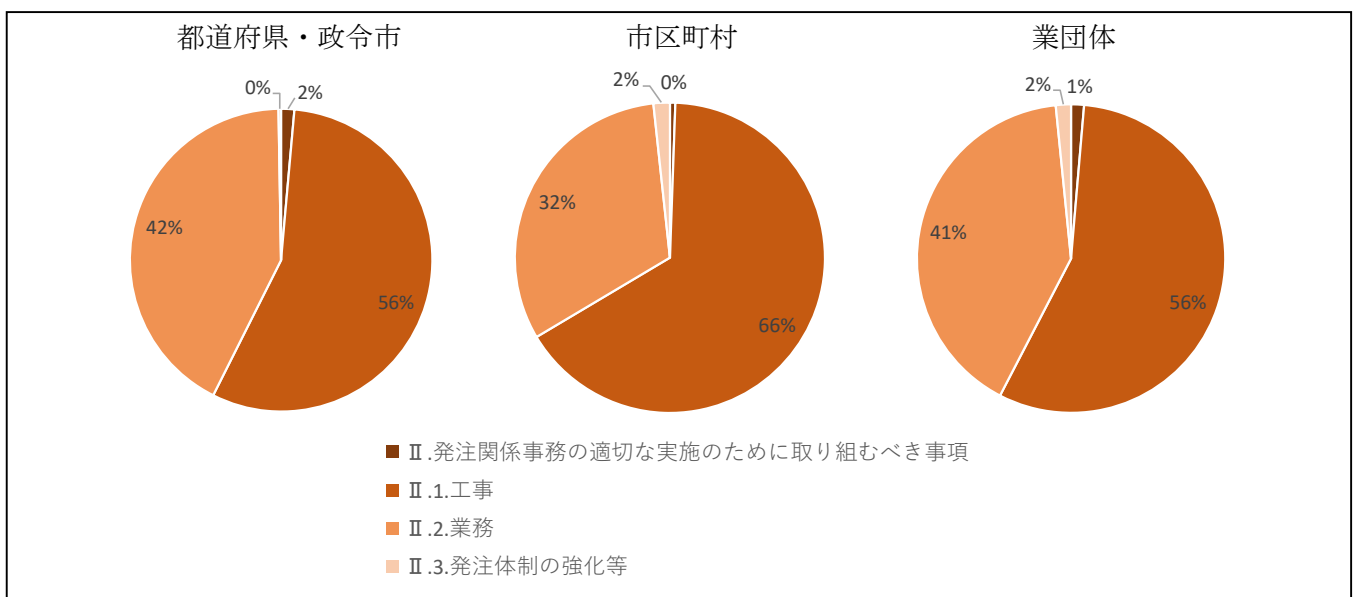


図 「Ⅱ. 発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項」に対する意見の件数割合

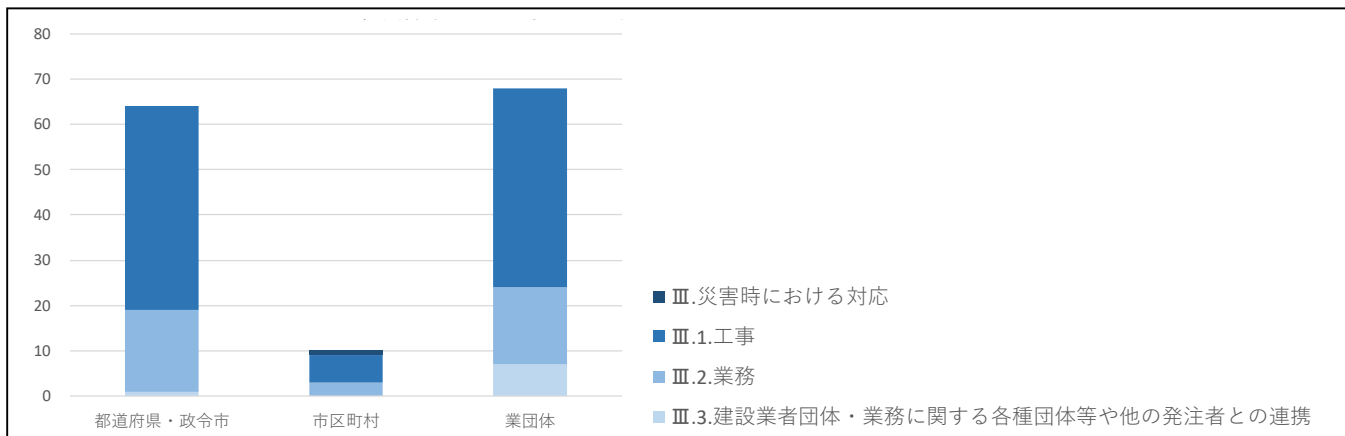


図 「Ⅲ. 災害時における対応」に対する意見の件数

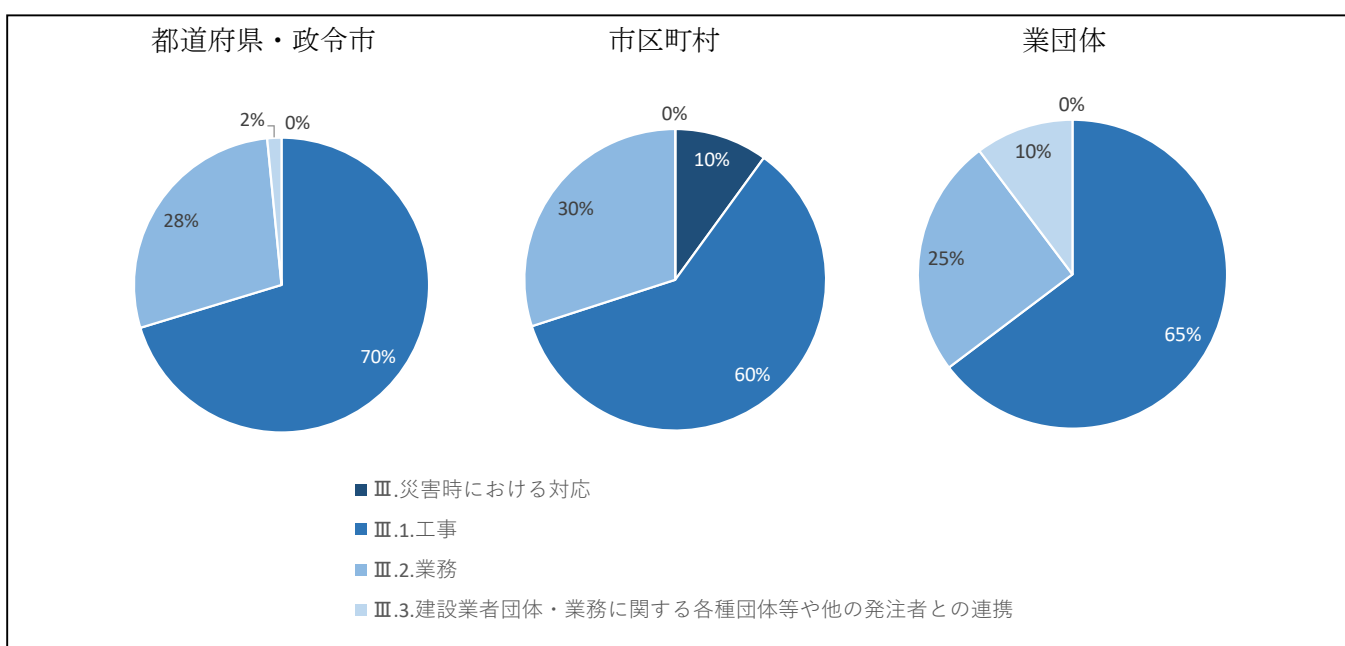


図 「Ⅲ. 災害時における対応」に対する意見の件数割合

③項レベルでの意見の分布状況

改正案の項レベルでの意見の分布状況を見ると、下表の通り。

- ・都道府県・政令市、市区町村、建設業団体等ともに、「工事発注準備段階」への意見が多くなっている。業務を見てみても、発注準備段階への意見が最も多くなっている。
- ・2番目は、工事、業務ともに入札契約段階への意見が多くなっている。
- ・各団体ともに、発注準備から入札契約段階に関する関心が高いことがうかがえる。
- ・また、建設業団体等は、都道府県・政令市、市区町村と比べて工事施工段階への意見が多く提出されており、受注者側として施工段階における関心が高いことがうかがえる。

表 改正案に対する節別での意見の提出状況

運用指針の見出し	都道府県 ・政令市	市区町村	業団体
I.本指針の位置付け			
II.発注関係事務の適切な実施のために取り組むべき事項			
II.1.工事			
II.1-1 工事発注準備段階	■	■	■
II.1-2 工事入札契約段階	■	■	■
II.1-3 工事施工段階	■	■	■
II.1-4 工事完成後	■	■	■
II.1-5 その他			
II.2.業務			
II.2-1 業務発注準備段階	■	■	■
II.2-2 業務入札契約段階	■	■	■
II.2-3 業務履行段階	■	■	■
II.2-4 業務完了後	■	■	■
II.2-5 その他			
II.3.発注体制の強化等			
II.3-1 発注体制の整備等			
II.3-2 発注者間の連携強化			
III.災害時における対応			
III.1.工事			
III.1-1 災害時における入札契約方式の選定	■	■	■
III.1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	■	■	■
III.2.業務			
III.2-1 災害時における入札契約方式の選定	■	■	■
III.2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置	■	■	■
III.3.建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携			
IV.多様な入札契約方式の選択・活用			
IV.1.工事			
IV.1-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	■	■	■
IV.1-2 工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例	■	■	■
IV.2.業務			
IV.2-1 多様な入札契約方式の選択の考え方及び留意点	■	■	■
IV.2-2 業務成果の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に資する入札契約方式の活用の例	■	■	■
V.その他配慮すべき事項			
V.1.受注者等の責務	■	■	■
V.2.その他			
その他全体	■	■	■

凡例：  意見数（最小0件、最大100件）





# 運用指針の解説

以下に、本解説の各ページの構成を示す。

## 〔各ページの記載例〕

○見開き左ページの最上段に  
「指針本文」を原文のまま記載

「指針本文」についての解説  
II. 発注関係事務の適切な実施について  
1. 発注関係事務の適切な実施 (3) 入札契約段階

### 【指針本文】

#### (適切な競争参加資格の設定、ダンピング受注の防止等)

<個別工事に際しての競争参加者の技術審査等>

工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び工事成績(以下「施工実績」という。)や地域要件など、競争性の確保に留意しつつ、**適切な競争参加資格を設定**する。その際、必要に応じて、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合等(官公需適格組合を含む。)が競争に参加することができることとする方式を活用する。

施工実績を競争参加資格に設定する場合には、工事の技術特性、自然条件、社会条件等を踏まえて具体的に設定し、**施工実績の確認**に当たっては、一定の成績評定点に満たないものは実績として認めないこと等により施工能力のない建設業者を排除するなど適切な審査に努める。

また、必要に応じて豊富な実績を有していない若手や女性などの技術者の登用も考慮して**施工実績の要件を緩和**することや、必要に応じて災害時の工事実施体制の確保の状況等を考慮するなど、競争性の確保に留意しつつ、適切な競争参加資格の設定に努める。

災害発生時に緊急随意契約による応急的な復旧工事の迅速な着手が可能となるよう、平時より災害時の工事実施体制を有する建設業者等と**災害協定を締結**するなどにより、建設業者を迅速に選定するための必要な措置を講ずるよう努める。

また、暴力団員等がその事業活動を支配している企業、建設業法その他工事に関する諸法令(社会保険等に関する法令を含む。)を遵守しない企業等の**不良不適格業者の排除の徹底**を図る。

### 【解説】

#### ○適切な競争参加資格を設定、施工実績の確認 (1) (1) (1)

予算決算及び会計令第73条や地方自治法施行令第167条の5の2に基づく競争参加資格の設定は、適正化指針において、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るものとされている。

国土交通省では、以下のとおり、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、「同種工事の施工実績」や「地理的条件」、「資格」等の技術的能力の審査基準を具体的に設定している。

#### 【技術的能力の審査(競争参加資格の確認)】

##### (1) 企業・技術者の能力等

#### ○同種工事の施工実績

・過去15年間における元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事(都道府県等の他の発注機関の工事を含む)を対象とする。なお、国土交通省直轄工事においては、工事成績評定点が6.5点未満の工事は対象外とする。

・CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。

・工事目的物の具体的な構造形式や工事量等は、当該工事の特性を踏まえて適切に設定する。ただし、工事難易度が低いと地方整備局長及び事務所長が認める工事の競争参加資格においては、参加企業・技術者に関する過去の実績の工事量による設定(例えば橋梁の長さ(何m以上)、施工面積(何㎡以上)、施工量(何㎡以上)等)を行わないこととし、総合評価の段階で評価する。

○「指針本文」に記載の内容について、ポイントとなる項目ごとに、具体的な取組事例の紹介や、参考となる要領、ガイドライン等を引用するなどにより解説

- ・配置予定技術者の施工実績については、求める施工実績（要求要件）に合致する工事内容に従事したかの審査を行う。また、工事における立場（監理（主任）技術者、現場代理人、担当技術者のいずれか）は問わないものとし、立場を考慮する場合には総合評価の段階で評価する。
  - 地理的条件
  - ・要件として設定する場合、競争性を確保する。
  - 資格
  - ・要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）を当該工事に専任で配置する。
  - ・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
- 出典）「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」（平成 25 年 3 月国土交通省）

○ 施工実績の要件を緩和

国土交通省では、工事の性格、地域の実情を踏まえ、配置予定技術者の同種工事の経験等の施工実績の要件を緩和する取組を実施している。

【施工実績の競争参加資格要件を緩和している事例（近畿地方整備局）】

今回施工する 工事概要 (主たる工事内容)	<競争参加資格要件> 企業及び配置予定技術者に求める 同種工事の実績【緩和対象】	<総合評価における評価項目> 同種性の高い施工実績の設定 【現行どおり今回施工数量で設定】
例 1 道路改良工事 (掘削80,000m <sup>3</sup> )	(現状) 道路工事における掘削(又は切土)の施工実績 ↓ (緩和) 掘削(又は切土)の施工実績	道路工事における掘削(又は切土)の土量が80,000m <sup>3</sup> 以上であれば加点。
例 2 河川築堤工事 (築堤盛土53,000m <sup>3</sup> )	(現状) 河川堤防における築堤盛土の施工実績 ↓ (緩和) 路体(築堤)盛土の施工実績	河川堤防における築堤盛土量が53,000m <sup>3</sup> 以上であれば加点。
例 3 橋梁下部工事 (鉄筋コンクリート橋台 H=15m)	(現状) 道路における鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の施工実績 ↓ (緩和) 鉄筋コンクリート構造物(プレキャストを除く)の施工実績	道路における鉄筋コンクリート構造の橋台高さが15m以上であれば加点。
例 4 橋梁補修工事 (ひび割れ注入工200m)	(現状) 道路橋における橋梁補修の施工実績 ↓ (緩和) コンクリート構造物補修の施工実績	橋梁補修におけるひび割れ注入工の延長が200m以上であれば加点

※今回、競争参加資格要件の緩和を行うが、総合評価における評価項目(加点の基準)は現行どおりとする。

出典)「近畿ブロック発注者協議会(第7回協議会)」(平成26年10月国土交通省近畿地方整備局)

(参考法令等)

- 「予算決算及び会計令」第73条(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)
- 「地方自治法施行令」第167条の5の2

(参考資料)

- 「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成25年3月国土交通省)

○見開き右ページの最下段に実務担当者が確認・引用できるよう、  
・参考となる法令等  
・参考となる要領、基準、ガイドライン等を記載